

電気通信事業法施行規則等の一部改正（第一種指定  
電気通信設備との円滑な接続の確保等のための接続  
ルールの整備）について

（諮問第3096号）

<目 次>

1	報告書（案）	.....	1
2	改正概要	.....	4 7
3	新旧対照表	.....	6 4

平成29年12月5日

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会  
部会長 新 美 育 文 殿

接 続 委 員 会

主 査 相 田 仁

報 告 書 (案)

平成29年9月29日付け諮問第3096号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 本件、電気通信事業法施行規則等の一部改正については、審議及び意見募集による提出意見を踏まえ、次のとおり修正した上で制定することが適当と認められる。
  - ・ 第一種指定電気通信設備接続料規則（平成12年郵政省令第64号）の一部改正案及び第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成9年郵政省令第91号）の一部改正案のそれぞれ一部について、別添1のとおりとすること。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添2のとおりである。

以上

1 第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正案中にある「エッジルータ」という名称について、「他の電気通信事業者の電気通信設備と一般第一種指定中継ルータとを接続する場合においてこれらの設備の間に設置される（ルータ）」という定義の趣旨がより適切に表現されるよう、閉門系ルータという名称に変更することが適当

2 意見募集の結果等を踏まえ、第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正案のうち第四条の表五の項について、次のとおりの案とする

○第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）の一部改正案 新旧対照表（抜粋）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
機能の区分	五 中継系 交換機能	機能の区分	五 上
内容	他の電気通信事業者の電気通信設備を閉門系ルータで接続する場合における当該閉門系ルータにより通信の交換を行う機能	内容	同上
対象設備	閉門系ルータ	対象設備	同上
機能	閉門系ルータ交換機能	機能の区分	同上
中継交換機能	第一種指定中継交換機により通信の交換を行う機能（この項の中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能を除く。）	内容	同上
対象設備	第一種指定中継交換機（第一種指定中継系伝送路設備等及び信号用伝送装置とのそれぞれの間	対象設備	同上
機能	同上	機能の区分	同上
内容	同上	内容	同上
対象設備	同上	対象設備	同上

3 意見募集の結果等を踏まえ、第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正案の附則に次のとおり規定を追加することが適当

6 事業者は、当分の間、総務大臣の許可を受けて、新規則第四条の表五の項に規定する関門系ルータ交換機能（インターネットへの接続を可能とする電気通信業務の提供に当たって用いられるものに限る。）に係る接続料に相当する金額を当該機能の利用を停止した他の電気通信事業者から取得することができる。

4 改正の趣旨を規定上適切に表現するため、第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正案のうち第二条第二項第五号について、次のとおりの案とすることが適当

○第一種指定電気通信設備接続料規則（平成九年郵政省令第九十一号）の一部改正案 新旧対照表（抜粋）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>五 「一般第一種指定設備」とは、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十 四号。以下「接続料規則」という。）第四条の表二の項（端末系ルータ交換機能に限る。）、五 の項（関門系ルータ交換機能に限る。）、五の二の項、六の二の項（一般中継系ルータ交換伝送機 能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に限る。）、六の三の項及び九の項の機能（以下別 表第二において「端末系ルータ交換機能等」という。）に係る設備並びに同令第四条に規定する 対象設備等以外の一般第一種指定ルータ及びその附属設備をいう。</p>	<p>五 「一般第一種指定設備」とは、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十 四号。以下「接続料規則」という。）第四条の表六の二の項のうち一般収容ルータ接続ルーティ ング伝送機能、一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能、関門交換機接続ルーティング伝送機能 及び表六の三の項の機能（以下別表第一及び別表第二において「一般収容ルータ接続ルーティン グ伝送機能等」という。）に係る設備並びにSIPサーバと連携して提供するセッション制御の 機能に係る設備をいう。</p>

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等に対する意見及びその考え方（案）  
（第一種指定電気通信設備との円滑な接続の確保等のための接続ルールの整備）

■：NTT 東日本・西日本からの意見 ●：NTT 東日本・西日本以外の事業者・団体からの意見 ▲：個人からの意見

(1) 電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）の一部を改正する省令案について

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見1 ■NGN を第一種指定電気通信設備規制の対象から除外していただきたい。（電気通信事業法施行規則改正案第23条の2第4項）</p> <p>○【第一種指定電気通信設備の範囲】                      今般の省令改正案の改正概要に、「指定設備（第一種指定電気通信設備）の実質的な範囲は現時点で変更なし」と記載されており、NGNはポトルネットワーク設備であるアクセス回線と一体的に構築されている等の理由から、引き続き第一種指定電気通信設備規制が課されるとされています。                      しかしながら、以下の点を踏まえると、NGNにポトルネットワーク性があるとは認められないことから、ネットワークの高度化を妨げたり、また、サービス創造等の新たな価値創造の芽を摘んだり、ビジネス変革による市場拡大に向けた取組みの妨げにならないよう、NGNを第一種指定電気通信設備規制の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>他事業者は、ルータ・SIPサーバ等の局内装置を自ら設置し、自ら敷設するアクセス回線、あるいは当社がオープン化して提供するダークファイバ等を利用して、それぞれ独自のIP通信網を構築していること</li> <li>アクセス回線のポトルネットワーク性に起因する影響はダークファイバ等のアクセス回線のオープン化</li> </ul>	<p>再意見1 ●NGN には引き続き第一種指定電気通信設備としての規律が必要。</p> <p>○ NTT 東・西の NGN の県内通信に係る設備は、ポトルネットワーク性を有する光アクセス回線（加入者回線の設備シェアで 77%（※1））と一体として設置される設備であり、当該設備との接続が、他の電気通信事業者の事業展開上不可欠であった、また、利用者利便の確保の観点からも不可欠であることから、現在、第一種指定電気通信設備に指定されております。                      現状においても、NGN で提供される NTT 東・西の OABU-IP 電話は、OABU-IP 電話市場において 54.4%という高いシェア（※2）を有しておりますが、PSTN から IP 網への移行に伴い、NGN はポトルネットワーク設備であるメタル回線（加入者回線の設備シェアで 99.8%（※1））と一体として設置される設備にもなることから、その不可欠性や基幹的な通信網としての性格が増々強まることとなります（固定電話の契約数における NTT 東・西の加入電話及び OABU-IP 電話の合計の事業者シェアは 69.8%（※2））。</p> <p>すなわち、IP 網への移行後は、NTT 東・西が、NGN 内で 7 割の着信を完結できる（他事業者着は 3 割のみ）一方、他事業者は、NTT 東・西に 7 割もの着信を依存せざるを得ず、物理的な接続形態が対称だからといって、決して対等な関係である</p>	<p>考え方1</p> <p>○ NGN との接続が各電気通信事業者の事業展開上不可欠であることは、現状でも FTTH サービスや光 IP 電話の市場シェア等からみて明らかであるが、これに加えて、NGN の重要性・基幹的役割が一層強まると考えられることは、平成 29 年 3 月 28 日の情報通信審議会答申「『固定電話網の円滑な移行の在り方』一次答申～移行後の IP 網のあるべき姿～」に示されたとおりである。</p> <p>○ また、「接続料の算定に関する研究会」第一次報告書でも述べられたとおり、ダークファイバ等のアクセス回線自体の開放が平成 12 年より進められてきたことは事実ではあるものの、アクセス回線に直接接続することのみにより各電気通信事業者の事業展開上不可欠である NTT 東日本・西日本の NGN 利用者からの発信の力バナーを各電気通信事業者が行うことは非現実的であり、アクセス回線開放をもって NGN に第一種指定電気通信設備に係る接続ルールが不要と論じ</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考 え 方	修正の有無
<p>によりNGNとは遮断されていることから、NGNは他事業者が固定ブロードバンドサービスを提供する上で必要不可欠な設備とはならないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ IP網への移行後は、NGNを含む各社のIP網は原則二者間の直接接続となり、お互いに対称・対等な関係でネットワークを繋ぎ合うこととなるため、IP網への移行によりメタル回線がNGNに収容されることになっても、NGNへの他事業者の依存性が強まることにはならないこと(NTT東日本・西日本)</li> </ul>	<p>とは言えません。巨大なシェアを持つ事業者（ドミナント事業者）とそれ以外の事業者との間には、交渉力や市場への影響力の差等があり、公正な競争を確保するためには、引き続き、第一種指定電気通信設備の規律適用が必要であると考えます。</p> <p>(※1) 「接続料の算定に関する研究会 第一次報告書」P.5 「(4) 加入者回線の設備シェア」より</p> <p>(※2) 総務省「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表」(平成29年度第1四半期(6月末))より。NTT東・西のシェアには、サービス卸も含む。(KDDI)</p> <p>○ NGNは、ポトルネットワーク性を有するアクセス回線と一体として設置される設備であり、NGNとの接続は接続事業者の事業展開にとって不可欠です。PSTNマイグレーション後は、ポトルネットワーク性を有するメタル回線もNGNに収容されることから、平成29年9月の「接続料の算定に関する研究会第一次報告書」(以下、「一次報告書」といいます。)において示されている通り、今後NGNの重要性・基幹的役割が一層強まることは明らかです。</p> <p>また、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下、併せて「NTT東西殿」といいます。)は、「アクセス回線の開放」をもってNGNの第一種指定電気通信設備規制からの除外を主張していますが、一次報告書(案)に対する研究会考え方においても、「アクセス回線に直接接続することのみにより(略)NGN利用者からの発信のカバーを各電気通信事業者が行うことは非現実的であり、アクセス回線開放をもってNGNに第</p>	<p>意見には説得力がない。また、一部の事業者との間において接続協議が長期にわたるなど、NGNとの接続は、従来の接続ルールがあつてすら、十分円滑に行われてきたとは評しづらい。</p> <p>○ したがって、NGNは第一種指定電気通信設備として改めて捉え、それに加え、接続ルールを改善することで円滑な接続の実現を図っていく必要がある。</p>	有無

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>一種指定電気通信設備に係る接続ルールが不要と論じる意見には説得力がない」と示されている通り、一種指定設備から NGN を除外する理由にはならないと考えます。</p> <p>加えて、そもそも NTT 東西殿が主張するアクセス回線の開放についても、接続による光サービスへの参入事業者が増えていない状況に鑑みると、十分に進んでいない認識であり、実効的な設備開放をより一層進める必要があると考えます。(ソフトバンク)</p>	<p>○ NTT 東西からは、NGN にポトルネットワーク性がないとして、NGN を第一種指定電気通信設備から外すべきであるとの意見が提出されました。</p> <p>しかしながら、NGN と同様の機能や規模を備える設備を各事業者がそれぞれ設置することは現実的ではなく、対等な競争が成立するとも思われません。むしろ NTT 東西の設備を各社が接続により利用するほうが経済合理性にかなう場合が多く、NTT 東西のいまだ非常に高いシェアは、それを反映したものとなっています。また、地方の県では 9 割を超えるところが珍しくないことも見過ごせません。</p> <p>さらに、PSTN マイグレーションにより旧電公社時代からの契約まで含めた電話のトラヒックの多くが NGN を経由するようになると、今まで以上に伝送路設備との一体性が高まり、各社にとって不可欠な設備となります。</p> <p>フレッツ・NGN に規模の大小を問わず多数の ISP 事業者が接続し、いろいろな特長を持つサービスを競い合ってきたことは、消費者の選択肢を増やし、わが国のブロードバンド・インターネットの普及に大きく貢献してきました。</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見 2 ①●指定設備と一体的に利用されるものがある県間通信用設備との接続について、その手続に関する事項を約款記載事項とするとともに、指定設備に関する記載事項と一体的に記載すべきとする改正内容に賛同。</p> <p>②●県間通信用設備の接続料に関する事業者間協議が難航しているため総務省による同接続料の適正性の検証が必要。(電気通信事業法施行規則改正案第 23 条の 4 第 2 項第 1 号の 2)</p> <p>○ 将来的に電話網の PSTN 網から IP 網への移行において利用される可能性がある機能であるため、接続約款記載事項を拡充することについて、賛同いたします。(中部テレコミュニケーション)</p> <p>○ 指定設備と一体的に利用されるものである県間通信用設備との接続について、その手続に関する事項を約款記載事項とするとともに、指定設備に</p>	<p>NGN への公平な条件での接続を保証し、各社が活用できるようにすることこそ、利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に資することから、引き続き NGN を第一種指定電気通信設備とすることが適切です。(Edi t Net)</p> <p>○ NGN はボトルネック設備である光アクセス回線や管路、ビル等と一体性をもって構成されており、かつ IP 網としての NGN としても地域 ISP を含む他競争事業者による代替性のあるネットワークが国内に存在しないこと等から、NGN にボトルネック性が存在することは明らかです。(日本インターネットプロバイダ協会)</p> <p>再意見 2 (1)●左記意見①に賛同。 (2)●左記意見②に賛同。 (3)●県間通信用設備の接続料について、適正性等確保のためコミュニケーション同等の対応が必要。 (4)■左記意見②について、協議相手先から適正な算定方法について説明がない状態であり、引き続き事業者間協議を行うこととしたい。</p> <p>○ 本改正案は、県間通信用設備との接続に関する手続が明確化され、県間通信用設備との円滑な接続が確保されるものであることから、左記意見同様に、賛同いたします。 また、PSTN マイグレーション後は、NGN がボトルネック性を有するメタル・光アクセス回線と一体設置の巨大設備となり、かつ、県間伝送路を不可避免的に利用せざるを得なくなること、また、そのような状況下で、NGN の県間通信用設備が、NTT 東・西の自由裁量でコスト如何に関わらず接続料</p>	<p>考え方 2</p> <p>○ 第一種指定電気通信設備との接続において一体的に利用される県間通信用設備との接続に關し第一種指定電気通信設備を設置する事業者が取得すべき金額(県間接続料)については、今回の省令改正案では約款記載事項とまではしていないが、その具体的水準が第一種指定電気通信設備との円滑な接続の上で重要な条件の一つであることは間違いない。</p>	<p>修正の有無</p>
			<p>無</p>



意見	再意見	考 え 方	修正の有無
<p>関する記載事項と一体的に記載すべき、とする改正内容に賛同します。</p> <p>なお、昨年アンバンドルされた優先転送機能を利用するため、弊社ではNTT東西殿とNGNの県間伝送路に係る協議を重ねていますが、NTT東西殿から県間伝送路接続料の提示があった本年5月以来、5か月以上経った現時点においても合意に至っていません。</p> <p>当該協議の難航は、NTT東西殿から提示のあった県間伝送路接続料と弊社の考える適正な県間伝送路接続料(弊社がNGN県間伝送路を構築した場合のコストを試算・算定)との間に大きな開きがあることが要因です。NTT東西殿が現在提示している情報では、これ以上の検証は限界と考えており、総務省殿がNGN県間伝送路接続料の検証を行い、透明性・適正性を確保することが必要と考えます。</p> <p>また、マイグレーション後は、ひかり電話と接続するに当たり、NGNの県間伝送路を不可避免的に利用することになり、多くの接続事業者が弊社同様の問題意識を有し、協議を行うことが想定されます。しかしながら、交渉にリソースを割くことができない場合や県間のネットワーク構築のノウハウが十分でない場合、検証を行うことすら困難なため、その観点からも、県間伝送路のコスト算定透明化・適正化は必須と考えます。</p> <p>(ソフトバンク)</p>	<p>を決定し得る状況では、公正競争の確保が困難なことから、左記意見のとおり、県間通信設備が第一種指定電気通信設備との円滑な接続の上で重要である点を十分に考慮し、第一種指定電気通信設備と同等に適正性・公平性・透明性が確保されている必要があると考えます。</p> <p>具体的には、第一種指定電気通信設備との円滑な接続の上で重要という観点で、例えば、コロケーションについては、第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとして総務省令で定める事項(電気通信事業法第三十三条第四項第一号ホ)に指定され、その手続きや標準的期間のみならず、利用に関して他事業者が負担すべき金額についても記載することが、接続約款の認可条件となっております。</p> <p>第一次報告書で、「POIが限定されていることもあり、地域のNGNとの接続において不可避免的に經由せざるを得ないNGNの県間中継ルータ及び県間伝送路との接続条件については、第一種指定電気通信設備との円滑な接続の上で重要であることは明白」と示されたとおり、NGNの県間通信設備については、第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要不可欠な設備であり、コロケーション同等の対応が必要になると考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>○ 県間接続料の水準に関し、事業者間で協議が行われてはいるものの、現状では、具体的にどのような算定方法が適正なのかという点に関して、互いの情報開示が必ずしも円滑に行われておらず考え方に差異がある状況にあると論じられており、総務省の検証を求める当事者もいることから、今後は総務省においても、費用の開示がどの程度行われているかを含め、関係事業者の意見を聴きつつ、検証を行うことが適当である。</p> <p>○ また、接続事業者が支払うべき金額まで約款記載事項とされているコロケーションと同様の対応が必要であるとの意見も踏まえ、総務省においては、NTT東日本・西日本による取組の状況及び上記検証の状況も踏まえつつ、県間接続料の水準も約款記載事項とすることが必要かどうか、検討を行っていくことが適当である。</p> <p>○ さらに、この他の非第一種指定電気通信設備との接続において取得されるべき金額についても、その算定根拠が示されることは円滑な接続においては重要であり、事業者間協議が円滑に進まないのであれば、総務省による紛争処理も視野に入れていく必要がある。</p>	
<p>○ ソフトバンク殿の「優先転送機能を利用するための県間伝送路の接続料に係る協議」に関するご意見について、当社は、2012年7月に策定・公表された「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」を踏まえ、県間伝送路接続料を提示した後、ソフトバンク殿の求めに応じて、「県間伝送路接続料に係る算定の考え方」をお伝えするだけ</p>	<p>を決定し得る状況では、公正競争の確保が困難なことから、左記意見のとおり、県間通信設備が第一種指定電気通信設備との円滑な接続の上で重要である点を十分に考慮し、第一種指定電気通信設備と同等に適正性・公平性・透明性が確保されている必要があると考えます。</p> <p>具体的には、第一種指定電気通信設備との円滑な接続の上で重要という観点で、例えば、コロケーションについては、第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとして総務省令で定める事項(電気通信事業法第三十三条第四項第一号ホ)に指定され、その手続きや標準的期間のみならず、利用に関して他事業者が負担すべき金額についても記載することが、接続約款の認可条件となっております。</p> <p>第一次報告書で、「POIが限定されていることもあり、地域のNGNとの接続において不可避免的に經由せざるを得ないNGNの県間中継ルータ及び県間伝送路との接続条件については、第一種指定電気通信設備との円滑な接続の上で重要であることは明白」と示されたとおり、NGNの県間通信設備については、第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要不可欠な設備であり、コロケーション同等の対応が必要になると考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>○ ソフトバンク殿の「優先転送機能を利用するための県間伝送路の接続料に係る協議」に関するご意見について、当社は、2012年7月に策定・公表された「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」を踏まえ、県間伝送路接続料を提示した後、ソフトバンク殿の求めに応じて、「県間伝送路接続料に係る算定の考え方」をお伝えするだけ</p>	

修正の有無	考 え 方
<p>意見を</p> <p>第一種指定電気通信設備接続約款記載において 統一的に記載するべき」との一次報告書を踏まえ た改正であり、本改正によって、県間通信設備と の接続に関する手続が明確化され、県間通信設備 との円滑な接続が確保されるものであることか ら、賛同いたします。 (KDDI)</p>	<p>再 意 見</p> <p>でなく、数回に亘る協議等において、当社の経営 に係る情報を含めて、ソフトバンク殿にお伝えし てまいりました。こうした情報を用いて、ソフト バンク殿が「ソフトバンク殿自身が考える適正な 県間伝送路接続料」の算定方法の精緻化を進めら れたことよって、「当社の考える適正な県間伝 送路接続料」と「ソフトバンク殿自身の考える適 正な県間伝送路接続料」との間の「大きな開き」 については大幅に縮まったということを当該協議 において確認しております。両者の間の「開き」 を更に縮めるために、当社からソフトバンク殿に 対し、「ソフトバンク殿自身の考える適正な県間 伝送路接続料」の算定方法についてお示しいただ くようお願いしているところですが、これまでの ところソフトバンク殿より具体的な情報をいただ けていない状況です。こうした経緯がある中、今 回、ソフトバンク殿より、「これ以上の検証は限 界」と一方的に指摘されておりますが、当社とし てはそのような状況には至っていないと考えま す。以上のような対応経緯ではありますが、当社 としては、ソフトバンク殿との協議の中で、双方 の理解が深まるよう、今後も前向きに取り組んで いく考えです。</p> <p>一方、当社がソフトバンク殿の利用者と 通信を行うためには当社のネットワークとソフ トバンク殿のネットワークとの接続が必要不可欠 であるところ、ソフトバンク殿が設定する固定電 話接続料の協議においては、当社からの再三に亘 る接続料算定根拠等に係る開示の求めに対し、経 営情報であることを理由として具体的な情報開示 には応じていただけれておりません。その結果、当 社とソフトバンク殿との間では、ソフトバンク殿 が設定する固定電話接続料の水準について 8 年間 も合意できない状況が継続しており、当社とソフ</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>トバンク殿の接続料水準との格差が年々拡大しているところでは、</p> <p>当社の県間接続料とソフトバンク殿の固定電話接続料は、非指定電気通信設備に係る接続料という点において、お互いに同じ立場にあることから、「事業者間協議に当たっては、算定根拠に係る情報開示の程度について、両当事者の間で合理的な理由なく差が生じないよう留意することが適当」という「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」を踏まえ、ソフトバンク殿の固定電話接続料に係る情報についても、当社がソフトバンク殿にお示している当社の県間接続料に係る情報と同等のものは提供していただきたいと考えます。</p> <p>当社としては、ガイドラインに従い、少なくとも協議事業者と同等の情報提供を行っていく考えです。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ 第一種指定電気通信設備を利用するために非指定設備を使わなければならない状況は本来望ましくなく、指定設備との接続に必要な設備についても当然指定設備と同様の規律が必要と考えますが、手続きだけでも約款記載事項とされることは円滑な接続のためには前進であり、改正内容に賛同する各社意見に賛同します。</p> <p>(E d i t N e t)</p> <p>○ 各社意見に賛同します。</p> <p>NGNの県間通信設備については、現実的にNGN全体と一体で運用されていることから指定設備として、コストの低廉化や公平性・透明性を確保すべきであると考えます。</p> <p>(クロノス)</p>		

意見	再意見	考 え 方	修正の有無
<p>意見3 ■ 県間通信設備に不可欠性がないことは明らかであり、今般の省令・告示改正案において、県間通信設備を第一種指定電気通信設備としないこととされていることは適切。(電気通信事業法施行規則改正案第23条の4第2項第1号の2)</p> <p>○【県間通信設備に係る手続き】          県間通信設備は、多くの事業者が自ら敷設しており、それを持たない事業者もビジネスベースで自由に調達を行っていること、現に当社も少なからず(西日本：殆どの)県間通信設備を他事業者から調達していること等を踏まえると、当社としては、県間通信設備に不可欠性がないことは明らかであり、今般の省令・告示改正案において、県間通信設備を第一種指定電気通信設備としないこととされていることは適切と考えます。また、接続料の算定に関する研究において、「更に検証を行っていく必要がある」とされていますが、今後、県間通信設備の不可欠性を検証する際には、全事業者の県間通信設備の設備保有量や、接続事業者における代替的な県間通信設備の調達可能性に着目した検証を行っていただく必要があると考えます。</p>	<p>○ 各社意見に賛同いたします。各社の協議で NTT 東西殿の料金を検証することは現実的に困難であることから、総務省殿が NGN 県間通信設備の構成(調達区間と非調達区間)や入札状況(競争と移)等について検証を行い、適正性を確保することが必要と考えます。          (日本インターネットプロバイダ協会)</p> <p>再意見3 ● 県間通信設備に係る適正性・公平性・透明性の検証が必要。同設備は事業展開上不可欠であり、第一種指定電気通信設備として指定し、NGN と一体的に規律することが必要。</p>	<p>考え方3</p> <p>○ 第一種指定電気通信設備を設置する事業者が管理運営等を行う県間通信設備の不可欠性の有無については、更に検証が行われる必要がある。</p> <p>○ 今回の省令改正案では、第一種指定電気通信設備との接続において一体的に利用される県間通信設備の接続手続を第一種指定電気通信設備と同様のルールとし、第一種指定電気通信設備の接続約款(以下単に「接続約款」という。)に統一的に記載することとされたところであるが、接続料の水準についても、考え方2のとおり、総務省において検証又は検討を進めていくことが適当である。</p>	<p>無</p>

修正の有無	考 え 方	再 意 見	意 見
	<p>することとされています。県間設備に係る接続料についても、適正性・公平性・透明性の確保は必要であるとの共通認識のもと、現時点では NTT 東西殿に取組を依頼し、取組状況を注視する、とされているところ です。</p> <p>しかしながら、優先転送機能に係る県間伝送路について NTT 東西殿と 5 か月以上協議を重ねてきた弊社を経験からは、事業者による検証には限界があるため、総務省殿が検証を行い、透明性・適正性を確保することが必要と考えます。 (ソフトバンク)</p> <p>○ NTT 東西からは、多くの事業者が自由に県間伝送路を調達しており代替性があるとの理由で、NGN 接続用の県間伝送路に不可欠性がないとの意見を提出されましたが、県間伝送の部分を切り離して複数の選択肢の中から ISP が選べる状況ではなく、そもそも指定設備の単独利用ができない条件下では、おおよそ妥当ではありません。 (EdiNet)</p> <p>○ 現在 NGN の県間通信設備は NGN の県内網と一体的に構築されており、分離されておりません。そのため ISP 等の接続事業者が IPoE 接続の利用にあたり県間通信設備の利用を避けて第一種指定設備である県内通信設備部分のみを利用することはできません。県間通信設備を使わずに NGN を利用することができないことから、NGN を構成する県間通信設備も NGN の主要部分として不可欠性が存在することは明らかです。NTT 東西殿は県間通信設備の市場調達性の有無をもって不可欠性がないと主張していますが、これは NGN ネットワークの不可欠性議論に対して一部の構成部分(回線等)の外調達可能性のみを取りあげて判</p>	<p>県間通信設備に係る手続きについては、県間通信設備自体に不可欠性がないことに加え、これまで非指定電気通信設備接続約款の規定に基づき運用がなされていることを踏まえれば、改めて第一種指定電気通信設備接続約款(以下、接続約款)にその手続きを規定しなくても足りると考えますが、当社としては、従来から行っている運用を基本として、第一種指定電気通信設備と一体的に申し込む場合の県間通信設備に係る手続きについて、接続約款に規定する考えです。 (NTT 東日本・西日本)</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見 4 ①●エッジルータの増設に係る基準又は条件がある場合における当該基準又は条件に関する基本的な事項を接続約款記載事項とするとした本改正案に賛同。</p> <p>②●網終端装置の新たな接続メニューが提供されるところとことだが、本来は広く接続事業者の要望を踏まえて検討を行うべきであり、今後も新たな要望があれば協議を行うべき。(電気通信事業法施行規則改正案第23条の4第2項第1号の3)</p>	<p>断しているもので、曲解した主張です。仮にこの主張にのっとれば、NGNを構成するIPルータやSIPサーバ、伝送装置、光ファイバ、およびPSTNを構成する交換機や伝送装置、メタルケーブルなど、市場で流通しているあらゆる構成物品は不可欠性が存在しないこととなり、通信サービスの公正競争環境の議論として成立しないことから、NTT 東西殿の論拠は正当なものではありません。</p> <p>当協会がこれまで主張しているとおり、IPoE 単県 POI が整備されていない状況、すなわち接続事業者が県間通信設備を不可欠的に使用しなればならない状況である限り、これら県間通信設備については県内通信設備と同様に第一種指定通信設備として指定し、NGN を一体的に規律することが必要です。</p> <p>(日本インターネットプロバイダ協会)</p>	<p>考え方 4</p>	<p>無</p>
<p>意見 4 (1) ●ISP 事業者の意見・要望を踏まえ、増設基準そのものについても、トラヒック量に応じた設定にするなどの見直しが行われるべき。</p> <p>(2) ●左意見②に賛同。</p> <p>(3) ■網終端装置の新たな接続メニューについては、接続事業者関係団体と協議したものであり、個別説明も実施した。今後とも協議に応じる。</p> <p>(4) ●NTT 東日本・西日本が利用者に対して「最大1Gbps」を盛大に宣伝して販売する一方で ISP との接続点においては1Gbpsを約2千人~1万人で共用させる状態を続け、そのことを利用者に積極的に公開しなかった。この妥当性を検証する必要。</p>	<p>再意見 4 (1) ●ISP 事業者の意見・要望を踏まえ、増設基準そのものについても、トラヒック量に応じた設定にするなどの見直しが行われるべき。</p> <p>(2) ●左意見②に賛同。</p> <p>(3) ■網終端装置の新たな接続メニューについては、接続事業者関係団体と協議したものであり、個別説明も実施した。今後とも協議に応じる。</p> <p>(4) ●NTT 東日本・西日本が利用者に対して「最大1Gbps」を盛大に宣伝して販売する一方で ISP との接続点においては1Gbpsを約2千人~1万人で共用させる状態を続け、そのことを利用者に積極的に公開しなかった。この妥当性を検証する必要。</p>	<p>考え方 4</p>	<p>無</p>
<p>○ 改正内容に賛同します。 なお、本年10月27日に開催された「接続料の算定に関する研究会」第8回において、NIT 東西殿より網終端装置の接続メニューを提供する旨公</p>	<p>○ 左意見のとおり、網終端装置を自由に増設できる接続約款メニューを設定して完了ではなく、今後も1ユーザあたりの利用トラヒックが増加することが予想されることから、引き続き、時代の</p>	<p>○ NGN は利用者が ISP 事業者を介してインターネット等を利用するために用いられるネットワークであることを踏まえ、現在NTT 東日本・西日</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考 え 方	修正の有無
<p>表されましたが、メニュー設定に当たって事前に接続事業者に広く意見を聞く等が行われていません。接続事業者の要望に応えるためのメニューの設定を行うのであれば、本来、接続事業者の要望を踏まえて検討を行うべきと考えます。また、NTT 東西殿は当該接続メニューの提案で本件の対応を完了とせず、接続事業者から新たな要望があれば真摯に協議を行うべきと考えます。(ソフトバンク)</p> <p>○ 網終端装置の輻輳は、お客様の体感速度やサービス品質に重要な影響を与えらるるものであり、網終端装置の増設基準等が不当に差別的に適用されることと、ISP 事業者間の公平な競争環境を歪めることになることから、公正な競争環境を確保すべく、網終端装置の増設に係る基準又は条件がある場合における当該基準又は条件に関する基本的な事項を接続約款記載事項とするとした本改正案に賛同いたします。(KDDI)</p>	<p>流れに見合った提供メニュー・増設基準等を検討することが必要です。検討にあたっては、第一次報告書の主な意見に記載のある通り、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・増設基準をセッション数からトラフィックベースに見直す要望</li> <li>・増設基準（セッション数）の上限値が更に小さい網終端装置の要望</li> <li>・1Gbps 以上の網終端装置の新設の要望</li> </ul> <p>といった ISP 事業者からの要望を考慮して検討する必要があると考えます。(KDDI)</p> <p>○ ソフトバンク殿の「接続事業者の要望に応えるためのメニューの設定を行うのであれば、本来、接続事業者の要望を踏まえて検討を行うべき」とのご意見について、当社は、個別の事業者協議だけでなく、一般社団法人日本インターネットプロバイダ協会殿とも協議する中で、事業者から寄せられたご要望等を踏まえ、今般「網終端装置を自由に増設できる接続メニュー」を提供することとしたものです。当該接続メニューについては、ソフトバンク殿がオブザーバーとして出席されていた「接続料の算定に関する研究会」でも議論されたところであり、さらに、平成 29 年 10 月 24 日、当社からソフトバンク殿に対し、当該メニューを提供する旨を個別説明させていただいたところでもあります。なお、当社としては、当該メニュー以外に具体的なご要望をいただければ、今後協議させていただきます。ただ、考えです。(NTT 東日本・西日本)</p> <p>○ KDDI 殿の「網終端装置の増設基準等が不当に差別的に適用されると、ISP 事業者間の公平な競争環境を歪めることになる」とのご意見について</p>	<p>本の負担で行われている増設についても、円滑なインターネット接続が可能となるように行われる必要があり、そのための増設の基準を NTT 東日本・西日本において設定するとともに、現在も情報開示の取組が行われているところであるが、これを明示すべきである。</p> <p>○ また、増設基準はトラフィック実態等に合わせ継続的に見直されることとが適当であり、NTT 東日本・西日本においては、基準の緩和に向けて、他事業者・団体からの寄せられる意見・要望を十分参考にしながら取組を進めることが適当である。</p> <p>○ 今後、総務省の「接続料の算定に関する研究会」において引き続き状況の検証を行うことが適当である。</p>	<p>修正の有無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>て、当社は、これまでも網終端装置の増設基準等に係る情報開示内容を充実し、全事業者に対し公平な取り扱いを行ってきたところであり、「公平な競争環境を歪める」事態にはなっていないものと考えますが、今般の省令改正を踏まえ、「網終端装置の増設に係る基準又は条件がある場合における当該基準又は条件に関する基本的な事項」を第一種指定電気通信設備接続約款に規定する考えです。 (NTT東日本・西日本)</p>	<p>○ 各接続事業者の意見にもある通り、改正内容に賛同します。 ソフトバンク提出の意見にある、メニュー設定に当たって事前に接続事業者の意見をもっと聞くべき、との意見に賛同します。 網終端装置の増設基準については、エンドユーザの通信品質に大きな影響がありながらこれまでほとんど公になることがなく、今回公の場で議論されたことは非常に有意義です。 NTT東西の意見において、「ISP側の全額負担を前提に自由に網終端装置を増設できるメニューを追加した」という報告がありました。ISPの選択肢が増えること自体は一定の評価をしますが、そもそも網終端装置増設の問題は利用者のトラヒックに対して網終端装置の台数が足りていないことが問題です。 ISPへの接続の機能はNGNの基本的な機能と位置付けられ、網終端装置の増設もインタフェース部分を除いてNTT東西の責任（フレットのユーザー料金）で行うこととされてきました。各ISPの低廉なユーザー料金設定も、この責任分担を前提に行われてきたと理解しています。それにもかかわら</p>	



意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>ず、突如方針の転換が行われたような状況に困惑しております。</p> <p>NTT 東西はエドユーザーに対して「最大1Gbps」を盛大に宣伝して販売する一方で、ISP との接続点は利用者のトラフィックがどれだけ増え、利用者やISPの苦情が続いても1Gbpsを約2千人～1万人で共用させる状態を続けてきたこと、加えてこのことを利用者に積極的に公開せず、事業者限りの資料に記載してきたことの妥当性こそ、きちんと検証される必要があります。</p> <p>ほとんどのISPで網終端装置が輻輳する状況でまず行うべきことは、通常のメニューでも利用者が困らないように増設基準そのものをトラフィック見合いで緩和することであって、全額負担メニューはそのうえでさらなる品質の向上（プレミアムコースの設定による差別化など）を図りたい事業者向けの、あくまでもオプシオンであるべきです。</p> <p>(EditNet)</p> <p>○ 各社意見に賛同します。</p> <p>これまで、特定の事業者にのみ提供されていたメニューが存在するなど、不公平な取り扱いがあったことを鑑みれば、これらの見直しを行うことは必要であると考えます。</p> <p>また、接続事業者の要望を踏まえるべきであるとするソフトバンク殿の意見に賛同します。</p> <p>NGNの基本的な機能であるインターネット接続に関連した設備は、本来NTT東西殿の責任で品質を含め担保すべきであると考えております。10月30日発表されたD型網終端装置（ISPが全額負担するタイプの網終端装置）のメニューではなく、JAIPA殿より要望しているNTEの増設基準見直し</p>		

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見 5 ■ 網終端装置（エッジルータの一種）に関する情報開示を改善し、網終端装置の自由な増設を可能とする接続メニューを設定することとしたところ。改正案に基づき、網終端装置の増設に係る基準について、接続約款に記載が必要ということであれば、当該基本的な事項を記載する考え。（電気通信事業法施行規則改正案第 23 条の 4 第 2 項第 1 号の 3）</p>	<p>再意見 5 ● NTT 東日本・西日本の現状の取組に一定の評価。増設基準そのものについても、トラフィック量に応じた設定にするなどの見直しが行われるべき。</p>	<p>考え方 5</p>	<p>修正の有無</p>
<p>などが実現するよう、制度面での対応を希望します。（クロノス）</p> <p>○ 一部 ISP 事業者のみに限定的に提供されているが、増設に係る費用を接続事業者が全額負担することを前提とした、増設基準のない網終端装置の接続メニューを全接続事業者に対して提供する旨公表されました。</p> <p>が、そもそもその前提条件などについての見直し、提供条件、その他事項について当協会が従前より行っている要望について、NTT 東西殿においてはさらなる検討を要望致します。</p> <p>また、ほとんどの ISP の網終端装置において輻輳していることから、当協会からは既存の網終端装置ではないことから、増設基準（基準セッション数）の引き下げ、あるいは基準そのものを「セッション」ではなく「トラフィック」に変更して頂くことを継続して強く要望致します。</p> <p>その他にも ISP/NTT 東西殿のコスト負担の在り方や、そもそも根本的な解決策についてはまだ課題が残っている状況であるので、今後とも継続的に当協会の要望を反映されるように、継続的な要望のヒアリングと改善を要望致します。（日本インターネットプロバイダー協会）</p>			

修正の有無	考 え 方	再 意 見	意 見
無	<p>○ 網終端装置に関する情報開示内容の充実や、接続事業者が網終端装置を自由に増設できる接続メニューの設定については、今までのところ、NTT 東日本・西日本において自主的な改善が行われているものとして評価できる。</p> <p>○ ただし、これに加えて、考え方 4 のとおり、本省改正案に基づき設定される増設の基準・条件の基本的な事項においては、円滑なインターネット接続が可能となる増設が実現するよう内容が記載されるべきである。</p>	<p>○ 本年 10 月 30 日に、NTT 東西殿から接続事業者に対し、網終端装置の接続メニューが開示されました。当該メニューの設定自体は、これまでと比較した場合の NTT 東西殿の取り組みとしては一定の評価ができるものと考えており、接続料の算定に関する研究会における議論が有意義であったこと及びフォローアップでの引き続きの注視が不可欠であることの証左であると考えます。</p> <p>一方で、弊社では、網終端装置の台数を増やさずにインタフェースの帯域を増やすことで網終端装置輻輳への対策とする案等、接続事業者にとつてより効率的な輻輳対策も取り得ると考えており、接続事業者から要望があれば NTT 東西殿は実現性の検討について真摯に対応していくべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク)</p> <p>○ (再掲) 各接続事業者の意見にもある通り、改正内容に賛同します。</p> <p>ソフトバンク提出の意見にある、メニュー設定に当たって事前に接続事業者の意見をもっと聞くべき、との意見に賛同します。</p> <p>網終端装置の増設基準については、エンドユーザの通信品質に大きな影響がありながらこれまでほとんど公になることがなく、今回公の場で議論されたことは非常に有意義です。</p> <p>NTT 東西の意見において、「ISP 側の全額負担を前提に自由に網終端装置を増設できるメニューを追加した」という報告がありました。ISP の選択肢が増えること自体は一定の評価をしますが、そもそも網終端装置増設の問題は利用者のトラヒックに対して網終端装置の台数が足りていないことが問題です。</p>	<p>○【網終端装置の増設基準】</p> <p>「接続料の算定に関する研究会」第一次報告書(案)に対する意見でも述べたとおり、当社は、網終端装置の提供メニューについて、これまで新たな接続メニューを提供する場合には、その都度、接続事業者向けホームページに具体的な提供条件等を掲載するとともに、当該ホームページの情報に更新があった旨を全協定事業者に対してメール周知する等、情報開示の公平性や透明性に留意した対応を行ってまいりましたが、周知内容が十分に認知されなかった実態があったという指摘を踏まえ、網終端装置に係る増設基準や費用負担額を含めた情報を平成 29 年 6 月 26 日に接続事業者向けホームページで開示するとともに、一覧表から過去の周知資料を検索できるようにする等の対応を行いました。当社としては、今後とも当該ホームページにおける情報開示内容の充実を図っていく考えです。</p> <p>当社は、網終端装置の接続メニューについて、大容量化や増設基準のセッション数の柔軟化等、メニューの多様化を図ってきたところですが、平成 29 年 10 月 30 日に接続事業者に周知したとおり、接続事業者の要望を踏まえ、今般、増設に係る費用を接続事業者に個別に負担いただくことで、接続事業者が網終端装置を自由に増設できる接続メニューを設定することとしました。</p> <p>以上のとおり、当社として、これまでも情報開示内容を充実してきたこと、今後、自由に増設できる接続メニューを設定することを踏まえれば、改めて接続約款に網終端装置の増設に係る基準を規定しなくても足りると考えます。しかしながら、接続約款に記載が必要ということであれば、当該基本的な事項を規定する考えです。</p> <p>(NTT 東日本・西日本)</p>

修正の有無	考 え 方	再 意 見	意 見
		<p>ISP への接続の機能は NGN の基本的な機能と位置付けられ、網終端装置の増設もインタフェース部分を除いて NTT 東西の責任（フレットのユーザ料金）で行うこととされてきました。各 ISP の低廉なユーザ料金設定も、この責任分担を前提に行われてきたと理解しています。それにもかかわらず、突如方針の転換が行われたような状況に困惑しております。</p> <p>NTT 東西はエンドユーザに対して「最大 1Gbps」を盛大に宣伝して販売する一方で、ISP との接続点は利用者のトラフィックがどれだけ増え、利用者や ISP の苦情が続いても 1Gbps を約 2 千人～1 万人で共用させる状態を続けてきたこと、加えてこのことを利用者に積極的に公開せず、事業者限りの資料に記載してきたことの妥当性こそ、きちんと検証される必要があります。</p> <p>ほとんどの ISP で網終端装置が輻輳する状況でまざるべきことは、通常のメニューでも利用者が困らないように増設基準そのものをトラフィック見合いで緩和することであって、全額負担メニューはそのうえでさらなる品質の向上（プレミアムコースの設定による差別化など）を図りたい事業者向けの、あくまでもオプションであるべきです。</p> <p>(EditNet)</p>	<p>○ (再掲) 一部 ISP 事業者のみに限定的に提供されていた、増設に係る費用を接続事業者が全額負担することを前提とした、増設基準のない網終端装置の接続メニューを全接続事業者に対して提供する旨公表されました。</p> <p>が、そもそも前提条件などについての見直し、提供条件、その他事項について当協会が従前</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見6 ●コロケーションが技術的な理由又は空間の制約により実現しない場合にはその代替措置の確保が必要であり、本改正案に賛同するが、代替措置として採り得る2つの選択肢のうち「他事業者が接続に必要とする装置に代わる装置の設置を可能とする措置」のみが行われること（例：NTT東日本・西日本の設置する装置の利用のみを許容）は不適當。（電気通信事業法施行規則改正案第23条の4第2項第2号子）</p> <p>○ NTT 東・西のコロケーションは、接続事業者が第一種指定電気通信設備と接続してサービスを展開する上で不可欠であり、コロケーションが技術的な理由又は空間の制約により実現しない場合にはその代替措置の確保が必要です。 具体的には、接続事業者のサービス提供に利用する機器を NTT 東・西において設置、管理等を行う手続・金額・条件を接続約款記載事項とするこ</p>	<p>より行っている要望について、NTT 東西殿においてはさらなる検討を要望します。 また、ほとんどの ISP の網終端装置において輻射していることが事実であり、特定の ISP の問題ではないことから、当協会からは既存の網終端装置の増設基準（基準セッション数）の引き下げ、あるいは基準そのものを「セッション」ではなく「トラヒック」に変更して頂くことを継続して強く要望致します。 その他にも ISP/NTT 東西殿のコスト負担の在り方や、そもそも根本的な解決策についてはまだ課題が残っている状況であるので、今後とも継続的に当協会の要望を反映されるように、継続的な要望のヒアリングと改善を要望致します。（日本インターネットプロバイダ協会）</p> <p>再意見6 ●左記意見に賛同。</p>	<p>考え方6</p> <p>○ 本規定は、①接続に必要な他事業者の装置を指定設備設置事業者が代行して設置することを可能とする措置（※）と、②それに代わる指定設備設置事業者の装置の設置を可能とする措置のうち、①に加えて②も行う場合又は①が条件等によつては可能な場合に②を行う場合に、②が約款記載事項となる趣旨の規定であ</p>	<p>修正の有無</p>
<p>○ KDDI 株式会社殿の意見に賛同します。 コロケーションが困難な場合の代替措置（いわゆる「バーチャルコロケーション」等）の実施に当たり、接続事業者が設置を希望する装置やその仕様が過度に制限されることがないよう留意する必要がありますと考えます。（ソフトバンク）</p> <p>○ KDDI 殿の意見に賛同します。</p>	<p>○ KDDI 株式会社殿の意見に賛同します。 コロケーションが困難な場合の代替措置（いわゆる「バーチャルコロケーション」等）の実施に当たり、接続事業者が設置を希望する装置やその仕様が過度に制限されることがないよう留意する必要がありますと考えます。（ソフトバンク）</p> <p>○ KDDI 殿の意見に賛同します。</p>	<p>○ 本規定は、①接続に必要な他事業者の装置を指定設備設置事業者が代行して設置することを可能とする措置（※）と、②それに代わる指定設備設置事業者の装置の設置を可能とする措置のうち、①に加えて②も行う場合又は①が条件等によつては可能な場合に②を行う場合に、②が約款記載事項となる趣旨の規定であ</p>	<p>修正の有無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>とが必要であり、本改正案はそれを規定するものであることから賛同いたします。</p> <p>なお、コロナーションが確保できない場合の代替措置としては、第一次報告書に記載のあるとおり、接続事業者のサービス提供に利用する機器を設置することが一義的に求められる対応であり、改正案の「又は」以下の規定である「他事業者が接続に必要な装置に代わる装置の設置を可能とする措置」のみ（例えば、接続事業者が用意する装置の設置は許容されず、NTT 東・西が必要な装置を用意し、当該装置の利用のみしか許容されないルール等を想定）に限定して適用されることがないよう留意が必要です。（KDDI）</p>	<p>（日本インターネットプロバイダー協会）</p> <p>再意見 7 ●左記意見に賛同。代替措置としてこれ以外の方法がある場合についても、必要に応じて当該措置の適用についての手続きを定める必要。</p>	<p>り、いずれにしても①の接続約款への記載は必須と考えられる。</p> <p>※ 例えば、指定設備設置事業者の空きラックに他事業者の装置を設置し指定設備設置事業者が保守等</p>	
<p>意見 7 ■スペースの空きがないビルにおけるコロナーションの代替措置として、NTT 東日本・西日本が設置している架の空き棚に他事業者の装置を設置することを可能とする手続きを接続約款に定める考え。（電気通信事業法施行規則改正案第 23 条の 4 第 2 項第 2 号子）</p>	<p>再意見 7 ●左記意見に賛同。代替措置としてこれ以外の方法がある場合についても、必要に応じて当該措置の適用についての手続きを定める必要。</p>	<p>考え方 7</p>	
<p>○【コロナーション代替措置】 これまで当社は、当社設備の集約を積極的に進めることにより、他事業者が架を設置するスペースの空きがないビルにおいて、スペースの開放に努めてまいりましたが、それでもなおスペースの空きがないビルは一定程度存在しています。 こうした状況を鑑み、当社としては、スペースの空きがないビルにおけるコロナーションの代替措置として、当社の円滑な設備保守運用に支障を生じさせない等の範囲内で、当社が設置している架の空き棚に他事業者装置を設置することを可能とする手続きを接続約款に定める考えです。（NTT 東日本・西日本）</p>	<p>○ NTT 東・西のコロナーションは、接続事業者が第一種指定電気通信設備と接続してサービスを展開する上で不可欠であり、コロナーションが技術的な理由又は空間の制約により実現しない場合にはその代替措置の確保が必要です。 具体的には、接続事業者のサービス提供に利用する機器を NTT 東・西において設置、管理等を行う手続・金額・条件を接続約款記載事項とする必要があることから、左記意見のとおり、「NTT 東・西が設置している架の空き棚に他事業者装置を設置することを可能とする手続きを接続約款に定める」との意見に賛同します。（KDDI）</p>	<p>○ NTT 東日本・西日本が現在検討中の方法以外に、コロナーション代替措置があり得る場合は、他事業者からの要望に応じ、検討が行われることが適当である。</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見8 ●NGNのネットワーク管理方針に関する事項について、接続約款記載事項とすることによって公正な競争環境が確保されることが期待されることから、本改正案に賛同。(電気通信事業法施行規則改正案第23条の4第2項第10号の2)</p> <p>○ ネットワーク管理に当たり指定設備事業者が他事業者に情報を求める場合は、なぜその情報が必要なのか他事業者に伝えることについても考慮が必要であると考えます。(中部テレコミュニケーション)</p> <p>○ 改正内容に賛同します。(ソフトバンク)</p> <p>○ NGNのネットワーク管理方針に関する事項について、第一次報告書に記載された次の(1)、(2)、(3)の内容が盛り込まれており、これらを接続約款記載事項とすることによって公正な競争環境が確保されることが期待されることから、本改正案に賛同いたします。</p> <p>(1) ネットワーク管理方針の透明性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ インターネット接続サービスのコンテンツ、アプリケーション、サービス等を伝送品質の</li> </ul>	<p>○ NTT東西殿が設置している架の空き棚に接続事業者の装置を設置することを可能とする手続きを接続約款に定めるというNTT東西殿のご意見に賛同します。また、コミュニケーションが困難な場合の代替措置としてこれ以外の方法がある場合についても、必要に応じて当該措置の適用についての手続きを定める必要があると考えます。(ソフトバンク)</p> <p>再意見8 ●左記意見に賛同。指定設備設置事業者から他事業者に対し、サービスの中等等、ネットワーク管理や接続の検討に必要な情報を求めることがないようすべき。</p> <p>○ NGNのネットワーク管理方針に関する事項について、第一次報告書に記載された「ネットワーク管理方針の透明性の確保」「ネットワーク管理方針の公平性・適正性の確保」「指定設備管理部門における情報管理」の内容が盛り込まれており、これらを接続約款記載事項とすることによって公正な競争環境が確保されることが期待されることから、左記意見同様に、本改正案に賛同いたします。(KDDI)</p> <p>○ 中部テレコミュニケーション株式会社殿の意見に賛同します。NGNのネットワーク管理に際し、又はNGNとの新たな接続に際し、NTT東西殿から接続事業者に対し、サービスの中等等、ネットワーク管理や接続の検討に必要な情報要望することがないようすべきと考えます。(ソフトバンク)</p>	<p>考え方8</p> <p>○ NGNのネットワーク管理に関する情報、他事業者に対し提供が求められる情報の範囲について、不要な情報がその対象に含まれることのないよう、接続約款への記載が行われる必要がある。</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>面で優遇することによる不当な差別的取扱いが行われることがないよう適切なネットワーク管理方針を定め、これを公表する必要がある。</p> <p>(2) ネットワーク管理方針の公平性・適正性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NTT東西の利用部門と接続事業者の同等性の確保</li> <li>・ 接続事業者間の同等性の確保</li> <li>・ 利用者間、競合するコンテンツ・アプリケーション・サービス等の間で不当な差別的取扱いを行うものではないこと</li> <li>・ 通信の秘密を遵守すること</li> </ul> <p>(3) 指定設備設置事業者が他事業者に求める情報提供について、①情報の範囲、②情報の提供を求める手続を接続約款記載事項とする(KDDI)</p>	<p>○ KDDI 殿の意見に賛同します。(日本インターネットプロバイダー協会)</p>		
<p>意見9 ■優先パケット機能の利用に係るネットワーク管理方針については、様々な通信サービスがユーザに安定的に提供する等の観点及びユーザ利便性向上の観点から、NGNを構築し運用しているNTT東日本・西日本の判断により、柔軟かつ機動的に見直していく必要がある。(電気通信事業法施行規則改正案第23条の4第2項第10号の2)</p>	再意見9	考え方9	
<p>○【ネットワーク管理方針】 優先パケット機能の利用に係るネットワーク管理方針については、NGNを構築し運用している当社が様々な通信サービスをお客様に安定的に提供する等の観点から、当社の円滑なネットワーク管理・設備保守運用に支障を生じさせないものとする必要があり、その内容については、ユーザやトラヒックの増加、技術の発展、ネットワーク</p>	-	<p>○ 通信の支障の回避等のためネットワーク管理方針に基づく詳細な運用内容を柔軟に見直すことが必要になる場面はあるかもしれないが、通信の秘密の確保及び不当な差別的取扱いの防止を定めるネットワーク管理方針そのものは、他事業者による優先パケット関係機能の利用に大きく</p>	無



意見	再意見	考 え 方	修正の有無
<p>高度化等に合わせ、NGNを構築し運用している当社の判断により、ユーザ利便性向上の観点から柔軟かつ機動的に見直していく必要があると考えます。</p> <p>なお、優先パケット機能における通信の秘密を確保すること、不当な差別的取り扱いを行わないこと、及び接続事業者から受領した情報を適正に管理することについては、しっかりと対応していく考えです。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>		<p>影響を与えることから、その変更は、接続約款変更の手続により、これを行うこととする必要がある。</p>	
<p>意見 10 ▲優先パケット機能については電気通信事業法とは異なる水準の規律が必要なのであればその旨を明記されるべき。(電気通信事業法施行規則改正案第23条の4第2項第10号の2)</p>	再意見 10	考え方 10	
<p>○ NGNの優先パケット関係の機能に関するネットワーク管理方針について約款記載事項とすることは、当該事項が電気通信事業法 33 条第 11 項の対象となることを意味することから、市場メカニズムの機能発揮に必要となる透明性確保を実現し、ひいては電気通信ネットワーク分野における競争促進およびネットワーク中立性確保に寄与するものとして賛成します。</p> <p>ただし、優先パケット管理方針の条件として追加されている各項、具体的には「第十号の二」イ(1)～(3)、については電気通信事業法第4条、第6条で既に規定されている内容と同旨であり、本規則において改めて記述すべき理由が明らかではありません。優先パケット機能については電気通信事業法とは異なる水準の規律が必要なのであればその旨を明記されるべきですし、そうでないのであれば本条項を削除して上位法に委ねたほうが、規則運用の不確</p>	-	<p>○ ネットワーク管理方針を接続約款に規定することの意義は、その透明性を確保することにとどまらず、事業者間の契約内容をこれが構成し、方針の履行が担保されることにある。本制度では、また、ネットワーク管理方針の適正な内容を、第一種指定電気通信設備設置事業者において、関係者の意見表明の機会を含めた適正な手続を経ているものであり、むしろこれによって市場プレーヤーが混乱することを防ごうというものである。</p> <p>○ そういった性質のものであることに照らし、本省令改正案では、ネットワーク管理方針が満たすべき一定の事項を省令であらかじめ明らかにすることとしているものであり、こ</p>	無

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>実性を減少させ、市場プレイヤーが混乱する余地をなくすのではと思います。 (個人)</p>		<p>れは、事後救済措置により通信の秘密の確保や不当な差別的取扱いの禁止を担保する電気通信事業法第四条及び第六条の規定のみでは担保されないものである。</p>	

(2) 第一種指定電気通信設備接続料規則（平成12年郵政省令第64号）の一部を改正する省令案

意見	再意見	考 え 方	修正の有無
<p>意見11 ●接続料の単位となる「機能」を、概ね設備ごとに設定することに賛同。なお、音声の接続料（現行のIGS接続の接続料）の設定単位は、改正後も、現状と同様に「通信回数」と「通信時間（秒）」により行うべき。（第一種指定電気通信設備接続料規則改正案第4条）</p>	<p>再意見11 (1) ●左記意見に賛同。制度上のコスト配賦の公正性・透明性確保のためにも設備ごとの機能設定が必要。</p> <p>(2) ■新設の接続機能は、現在と同一の利用形態かつ料金設定単位になるよう、組み合わせて適用される必要がある旨を省令中で規定することが必要。そもそも現状でも、接続料算定根拠を基に算定すれば、設備ごとの単位コストの同等性を検証することは可能であり改正は不要であり、改正により却ってわかりづらくなる。</p>	<p>考え方11</p>	
<p>○ NGN との接続は電話事業を行う事業者にとって不可欠であることから、今後も NGN との接続に関する接続料及び接続条件の公平性・透明性や、接続の迅速性等を確保するための適切な規律を通じて、公正競争の確保と利用者利便の向上を図っていく必要があると考えます。この度の NGN 等の設備を指定するための規定を明確化すること及び接続料の単位となる「機能」を、概ね設備ごとに設定することに賛同いたします。（中部テレコムコミュニケーション）</p>	<p>○ KDDI 株式会社及びソフトバンク株式会社の意見に賛同します。</p> <p>現在の音声アクセスチャージの接続料設定単位である「通信回数」と「通信時間（秒）」から、例えば通信量（Mbps）単位のアクセスチャージに変更になると現状の精算システムでの精算業務ができなくなる可能性があるため、接続事業者の精算に影響が出ないような措置を講じる必要があると考えます。（中部テレコムコミュニケーション）</p>	<p>○ 各意見にあるとおり、通信回数及び通信時間（秒）の単位により現在の接続料が設定されている接続形態については、利用見合いで費用負担が行われるよう、引き続き当該単位による接続料設定が行われることが適当である。</p> <p>○ このような接続料の単位設定は、今般の NGN のアンバンドルによって不可能となるとは考えられない。</p> <p>○ なお、新設される機能の組み合わせを接続約款に記載するとする意見については、考え方12のとおり。</p>	無
<p>○ 設備ごとの網機能の単位コストを明確にするこ とにより NGN の同じ設備を同じように利用した場合の コストの同等性・透明性が確保されると考え るため、改正案に賛同します。 今後、改正内容に基づき、東日本電信電話株式 会社及び西日本電信電話株式会社（以下、併 せて「NTT 東西殿」といいます。）が NGN 接続料の 申請を行うこととなりますが、その際は、特定の 利用形態に不当に費用が寄せられることがないよ</p>	<p>○ 左記ソフトバンクの意見のとおり、旧 IGS 接続機能に係る接続料（本改正案における「端末系ルータ交換機能」「音声パケット変換機能」「一般中継系ルータ交換伝送機能」「SIP サーバ機能」及び「優先パケット識別機能」）については、現在、NTT 東・西と接続事業者間において、接続料の精算を「通信回数」及び「通信時間（秒）」を単位として精算しています。各接続事業者の事業者間精算システムは、「通信回数」及び「通信時間（秒）」での精算を前提とした機能しかないと</p>		

意 見	再 意 見	考 え 方	修正の有無
<p>う、費用の発生態様に合わせたコストドライバが設定されるべきと考えます。</p> <p>また、本改正のように接続料の設定単位が変更になる場合、接続事業者の精算に影響が出ないような措置を講じることが適当と考えます。例えば、現在1回+1秒ごとで設定されているIGS接続機能相当の機能の接続料設定単位が、仮に本改正に伴い変更になる場合、NTT東西殿の接続料申請の際に、併せて回数単位+秒単位の接続料を提示する等により、ひかり電話への接続の精算に影響が出ないようにすることが適切と考えます。(ソフトバンク)</p>	<p>め、当該機能における接続料設定単位については、例えば、データ利用の場合と音声利用の場合で同等の接続料負担となるように、実績等による換算値を用いた上で、複数の単位を設定することが必要です。</p> <p>(例) 接続料の設定単位：円/秒(通信時間)又は円/Mbit(通信量)</p> <p>※換算値が1秒=200kbpsの場合で、通信量による接続料設定が0.1円/Mbitの場合、設定される接続料は、0.02円/秒又は0.1円/Mbit</p>		
<p>○ 本改正案は、「接続料の単位となる『機能』を概ね設備ごとに設定し、異なる事業者がNGNの同じ設備を同じように利用した場合のコストの同等性・透明性を確保する」という「接続料の算定に関する研究会第一次報告書」(以下、「第一次報告書」という。)の考え方を踏まえた改正であることから、本改正案に賛同いたします。</p> <p>なお、旧IGS接続機能に係る接続料(本改正案における「端末系ルータ交換機能」「音声パケット変換機能」「一般中継系ルータ交換伝送機能」「SIPサーバ機能」及び「優先パケット識別機能」)については、現在、NTT東・西と接続事業者間において、接続料の精算を「通信回数」及び「通信時間(秒)」を単位として精算しています。各接続事業者の事業者間精算システムは、「通信回数」及び「通信時間(秒)」での精算を前提とした機能しかなく、当該機能における接続料設定単位については留意が必要です。</p> <p>例えば、当該機能の接続料設定単位については、データ利用の場合と音声利用の場合で同等の接続料負担となるように、実績等による換算値を</p>	<p>上述のように、実績等による換算値を用いた複数の接続料設定単位を設定することにより、NTT東・西、接続事業者双方において、従来とおりの「通信回数」及び「通信時間(秒)」での事業者間精算が可能となることから、左記NTT東・西の意見にあるような「事業者間精算システムの開発等を伴うおそれ」や「接続事業者自らが負担する金額を見積もれないといった懸念」は不要であると考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ 接続約款に記載された機能をどのように利用するかは接続事業者の自由であり、NTT東西殿により不当に制限されることがあつてはならないと考えます。</p> <p>また、NTT東西殿が主張されるひかり電話の精算への影響については、KDDI株式会社殿が主張するとおり、換算値を用いて複数の単位を設定すれば対処可能であり、省令を改正しない理由にはあたらぬとを考えます。</p> <p>弊社は、現行のNGNの縦割り機能設定では、同じ設備を同じように使用した場合の機能間のコス</p>		

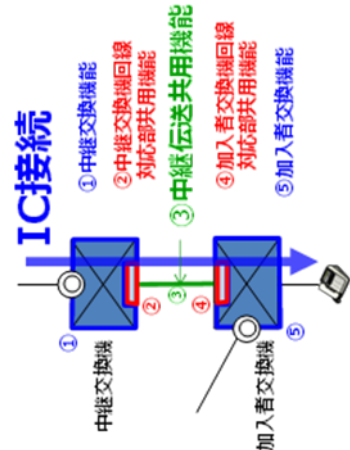
意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>用いた上で、複数の単位を設定することが必要になると考えます。</p> <p>(例) 接続料の設定単位：円/秒 (通信時間) 又は円/Mbit (通信量)  ※換算値が 1 秒=200kbps の場合で、通信量による接続料設定が 0.1 円/Mbit の場合、設定される接続料は、0.02円/秒 又は 0.1円/Mbit (KDDI)</p>	<p>ト負担に係る同等性が保たれないと考えることから、省令改正案は適当と考えます。 (ソフトバンク)</p> <p>○ 「設備ごとの網機能の単位コストを明確にすることによりNGNの同じ設備を同じように利用した場合のコストの同等性・透明性が確保されると考えるため、改正案に賛同」 (ソフトバンク殿)</p> <p>「接続料の単位となる『機能』を概ね設備ごとに設定し、異なる事業者がNGNの同じ設備を同じように利用した場合のコストの同等性・透明性を確保する」という「接続料の算定に関する研究会第一次報告書」(以下、「第一次報告書」という。)の考え方を踏まえた改正であることから、本改正案に賛同」 (KDDI 殿)</p> <p>と総論では賛同のご意見が示されている一方で、「接続料の設定単位が変更になる場合、接続事業者の精算に影響が出ないような措置を講じることが適当」 (ソフトバンク殿)</p> <p>「各接続事業者の事業者間精算システムは、「通信回数」及び「通信時間(秒)」での精算を前提とした機能しかないので、当該機能における接続料設定単位については留意が必要」 (KDDI 殿)</p> <p>とのご意見が示されています。  当該意見のとおり、今般の省令改正案に定める機能ごとに接続料設定単位を統一した場合には、現行の接続料設定単位を変更しなければなら</p>		

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>ない機能が生じることとなり、当社及び接続事業者において事業者間精算システムの開発等を伴うこととなります。</p> <p>したがって、今般の省令改正案に定める機能は、それ単独では事業者が利用できない形態であり、複数の設備を組み合わせた現行の接続機能と同一の形態でのみ利用できるものであるという観点、また、事業者間精算システムの開発等といった事態が生じないようにするために、現在の接続機能と同一の料金設定単位を維持する必要があるという観点から、当該接続機能については、現行の省令に定められている接続機能と同一の形態・料金設定単位になるよう組み合わせで適用される必要がある旨を今般の省令改正にあたって規定いただくことが適当であると考えます。</p> <p>そもそも、今般の省令改正案の目的は、接続料の単位となる「機能」を概ね設備ごとに設定することで、同じ設備を同じように利用した場合の単位コストを明確にし、同等性を確保することとされていますが、現行のNGNの網使用料算定根拠において、「(別紙2)機能別原価の算定に用いたポート実績トラヒック比」に機能ごとのポート実績トラヒック比が記載されていること、「IX. 料金設定に用いた設備数及びトラヒック」に優先転送サービスのトラヒックが記載されていること、「II. 原価の算定及び料金の設定」の「1. 設備別原価の算定」に設備ごとの原価が記載されていることから、それらを基に算定すれば、今般の省令改正を行うまでもなく、接続事業者が設備ごとの単位コストを把握し、同等性を検証することは現に可能になっていると考えます。(別紙参照)</p> <p>仮に、このまま今般の省令改正案に定める単体設備ごとに分解した機能の接続料の設定単位(パ</p>		

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見 12 ① 今般の省令改正案に定める機能については、複数の設備を組み合わせた現行の接続機能と同様の形態でのみ利用できる旨を接続約款に規定する必要がある。</p> <p>② そもそも現状でも、接続料算定根拠を基に算定すれば、設備ごとの単位コストの同等性を検証することは可能であり改正は不要であり、改正に</p>	<p>ケット単位等)が、実際に適用される現行の接続機能と同様の形態での接続料の設定単位(秒単位等)と異なった場合には、接続事業者は省令改正案に定める機能の接続料を基に自らが実際に負担する金額を見積もれないこととなることから、予見性の向上にも繋がらないばかりか、却って分かりづらくなるものと考えます。(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ 各接続事業者の意見にある通り、接続料の算定単位となる「機能」を、概ね接続事業者が使った設備に対応させることは、費用の公平負担や透明性の向上のために適切と考えます。(Edi t Net)</p> <p>○ 各社意見に賛同します。 同一設備を利用した場合のコストに関して透明性が確保され、結果的に同等性が担保されることは中小事業者にとって重要と考えます。(クロノス)</p> <p>○ 各社の意見に賛同します。設備ごとの網機能の単位コストを明確にすることにより NGN の同じ設備を同じように利用した場合のコストの同等性・透明性が確保されることは、地域 ISP 等にとっても非常に重要です。(日本インターネットプロバイダ協会)</p>	<p>考え方 12</p>	<p>修正の有無</p>
<p>意見 12 ① 今般の省令改正案に定める機能については、複数の設備を組み合わせた現行の接続機能と同様の形態でのみ利用できる旨を接続約款に規定する必要がある。</p> <p>② そもそも現状でも、接続料算定根拠を基に算定すれば、設備ごとの単位コストの同等性を検証することは可能であり改正は不要であり、改正に</p>	<p>再意見 12 (1) ● PSTN でも複数の機能を組み合わせさせて利用する例があるが、機能の内容の説明及び標準的な接続箇所の規定によりそのことが判断できる仕組みとなっているので、今回の改正に当たっても、現行の接続機能と同様の形態でのみ利用できる旨を接続約款に規定する必要がある。</p>	<p>考え方 12</p>	<p>修正の有無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>より却ってわかりづらくなる。(第一種指定電気通信設備接続料規則改正案第4条)</p> <p>○【接続機能の変更】 当社としては、現行の接続機能と異なる形態での利用要望をいただいた場合には、要望事業者と協議し、技術的・経済的に可能であることを前提に、必要な検討を進めていく考えですが、今般の省令改正案は、以下の点で問題があるものと考えます。 接続機能の中には、一の設備において複数の機能が実現されるものや、一の機能が複数の設備の組み合わせによって実現されるものがあり、当該機能を単体設備ごとに分解したとしても、それらは単独では機能せず、事業者に貸し出すことではできません。したがって、今回の省令改正案を受けて、例えば、収容ルータに対応する「端末系ルータ交換機能」、中継ルータ等に対応する「一般中継系ルータ交換伝送機能」を設けたからといって、新たな接続が技術的に可能となるものではありません。 接続料金は、接続事業者が利用する接続機能に係る利用条件等を定めるものであり、実際に接続事業者が利用できる形態で規定する必要があると考えます。今般の省令改正案に定める機能のように、それ単独では事業者が利用できない形態で接続料款に規定することはできないと考えます。 また、同じ設備を利用する場合のコストの同等性・透明性を確保するために、今般の省令改正案に定める機能ごとの接続料設定単位を統一した場合は、現行の接続料設定単位から変更となる機能が生じることとなり、当社のみならず接続事業者における事業者間精算システムの開発等を伴うおそれがあります。</p>	<p>(2) ●制度上のコスト配賦の公正性・透明性確保のためにも設備ごとの機能設定が必要。</p> <p>○ 例えば、PSTNの「中継伝送共用機能」はこれ単体では機能せず、「中継交換機能」、「中継交換機回線対応部共用機能」、「加入者交換機回線対応部共用機能」「加入者交換機能」といった機能と組み合わせることで接続として機能しますが、他機能同様、「中継伝送共用機能」についても接続機能として接続料等の利用条件が定められております。 具体的には、「中継伝送共用機能」は、第一種指定電気通信設備接続料規則第四条で定める機能の内容(※)を踏まえ、接続料款において“加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備を当社(NIT 東・西)及び協定事業者が共用して通信を伝送する機能”との説明が付けられており、当該説明及び接続料款で定める標準的な接続箇所(規定(第五条)により、接続事業者は、「中継伝送共用機能」を「加入者交換機能」「中継交換機能」等とあわせて利用することを判断することができます。</p>	<p>○ どの機能をどのように組み合わせるかは接続事業者の判断が基本となるものであり、これを不当に制約することがあってはならない。したがって、機能の組み合わせについて、接続料款で例示することは考えられずとも、これを唯一の選択肢として固定的に規定することは不適當である。 ○ また、同じ設備を同様に利用した場合のコストの同等性・透明性を確保する観点から、NGNの接続機能を概ね設備ごとに設定するとする本省令改正案の内容は、必要かつ適切なものである</p>	<p>無</p>



修正の有無	再意見	再意見	再意見
	<p>見</p> <p>意</p> <p>例えば、現行省令に定められた「関門交換機接続ルーティング伝送機能」については、現在、通信回数と通信時間を単位とした接続料を設定し、十数社との間で、事業者間精算システムを用いた精算を行っています。仮に、今般の省令改正を受けて、現行の「関門交換機接続ルーティング伝送機能」を構成する「端末系ルータ交換機能」、「音声パケット変換機能」、「一般中継系ルータ交換伝送機能」、「SIPサーバ機能」のうち、1つの機能だけでも新たな単位（パケット単位等）で精算を行うこととなった場合には、新たに事業者間精算システムの開発や事業者間での精算方法の見直しが必要となります。</p> <p>以上を踏まえれば、今般の省令改正案に定める機能については、複数の設備を組み合わせた現行の接続機能と同様の形態でのみ利用できる旨を接続約款に規定する必要があると考えます。</p> <p>また、今般の省令改正案の目的が、接続料の単位となる「機能」を概ね設備ごとに設定することで、同じ設備を同じように利用した場合のコストの同等性・透明性を確保することであるとすれば、現行接続料の算定根拠においても設備ごとの単位コストを把握することは可能であり、今般の省令改正をするまでもなく、当該目的は達成できていると考えます。</p> <p>上述した理由により、省令改正案に定める単体設備ごとに分解した機能の接続料の設定単位（パケット単位等）が、実際に適用される現行の接続機能と同様の形態での接続料の設定単位（秒単位等）と異なることとなった場合には、接続事業者は省令改正案に定める機能の接続料を基に自らが負担する金額を見積もれないこととなることか</p>	<p>見</p> <p>意</p> <p>PSTNの例</p>  <p>こうしたPSTNの例を踏まえれば、NTT東・西の意見にあるように、新たに現行の接続機能と同様の形態でのみ利用できる旨を接続約款に規定することとせずとも、現行の標準的な接続箇所の規定及び本改正案（第一種指定電気通信設備接続料規則第四条）で定める機能の内容を踏まえた説明を接続約款に付すことで十分ではないかと考えます。</p> <p>(※) 第一種指定加入者交換機と第一種指定中継交換機との間に設置される第一種指定中継系伝送路設備等（第一種指定中継系伝送路設備等の両端に對向して設置される伝送装置等を含む。）により通信を伝送する機能（特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送する機能を除く。）(KDDI)</p> <p>○ 現行接続料の算定根拠では、例えば、IGS接続機能における中継ルータの単位コスト（H29年度NTT東日本の場合：0.0005033 円/秒）や優先パケ</p>	<p>方</p> <p>考</p> <p>え</p> <p>方</p>

意見	再意見	考 え 方	修正の有無
<p>ら、必ずしも予見性の向上にも繋がらないばかりか、却って分かりづらくなるものと考えます。(NTT東日本・西日本)</p>	<p>トルーディング伝送機能における中継ルータの単位コスト(H29年度NTT東日本の場合:0.024170円/Mbit)のように、接続機能毎に、帯域換算係数によって重みづけされて配賦されたコストを用いて、当該接続機能の接続料設定単位(円/秒や円/Mbit等)における単位コストは把握することができず、中継ルータそのものの単位コストを統一的に把握することはできません。</p> <p>そのため、NGNにおいて新たな接続・機能を利用しようと思っても、当該接続・機能における接続料水準の想定が困難であり、予見性に係る課題がありましたが、本改正によって、接続料の単位となる『機能』が概ね設備ごとに設定され、異なる事業者がNGNの同じ設備を同じように利用した場合のコストの同等性・透明性が確保されることから、そのような予見性に係る課題もあわせて解決されると考えます。(KDDI)</p> <p>○ (再掲) 接続約款に記載された機能をどのように利用するかは接続事業者の自由であり、NTT東西殿により不当に制限されることがあってはならないと考えます。(ソフトバンク)</p> <p>○ NTT東西が懸念される(1)1台で複数の機能を提供している設備 (2)複数の設備の組み合わせで実現されている機能があることについては、公正で妥当な配賦をどうするかの問題であり、今の「機能」の分類でも生じる問題ですから、まず設備を基準に接続原価を算定することは、制度上も配賦の公正性、透明性がより高まると考えます。(EdiNet)</p>		

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見 13 ■IPoE 接続のゲートウェイルータ等、事業者の個別要望に基づき新たに装置を設置等していいものは、事業者の個別負担とすることが必要であり、今般の省令案に定めるエッジルータ交換機能の対象設備である特定エッジルータから除外したきたい。(第一種指定電気通信設備接続料規則改正案第 4 条)</p>	<p>○ 公正で妥当な配賦をどうするかの問題であり、今の「機能」の分類でも生じる問題です。まず設備を基準に接続原価を算定することは制度上も配賦の公正性・透明性がより高まると考えます。(日本インターネットプロバイダ協会)</p>	<p>再意見 13 (1) ●左意見に賛同。IPoE 接続用ゲートウェイルータがエッジルータ交換機能に含まれた場合の既存 VNE 事業者への影響を懸念。 (2) ●大部分の利用者はインターネットに接続するために NGN サービスを利用しているのから、インターネット接続を実現するための機能は基本的な機能として接続料を算定する必要がある。</p>	<p>有</p>
<p>○【エッジルータ交換機能】 既に接続約款に規定している網改造料の機能に係る装置 (IPoE 接続のゲートウェイルータ等) のように、実際に利用する事業者の個別要望に基づき、当該事業者が要望する場所に新たに装置を設置等するものについては、それぞれの装置の費用を実際に利用する事業者が個別負担いただく必要があると考えます。 そのため、当該装置については、別に告示で定めることにより、今般の省令案に定めるエッジルータ交換機能の対象設備である特定エッジルータから除外いただく必要があると考えます。 (NTT 東日本・西日本)</p>	<p>○ IPoE 接続ゲートウェイルータの費用を実際に利用する事業者が個別負担するという NTT 東西般の意見に賛同致します。 IPoE 接続ゲートウェイルータの網使用料化については、PPoE 網終端装置の増設同様、トラヒックベースでの増設が出来なくなった場合のユーザへの不利益を考慮すべきと考えます。 また、IPoE 接続ゲートウェイルータの接続用ポートの小容量化については、小容量化による既存の VNE 事業者に対する追加費用、及び、ゲートウェイルータ利用率低下がないように対処すべきです。 加えて既存の VNE 事業者の事業領域に影響が無いよう考慮すべきと考えます。 なお、網使用料化により既存 VNE 事業者が今まで網改造料により負担してきた費用に対する不公平感を拭きません。</p>	<p>考え方 13</p> <p>○ NGN からインターネット接続する形態は、NGN の利用形態としても基本的なものであり、その中で、エッジルータの機能は、インターネット接続のため同機能の利用 (間接利用を含む。) が多数の事業者により行われている現状から見ても、通常求められるような接続形態を許容するため多くの接続事業者にとって備わっていることが必要となるような機能になっていくものと考えられる。したがって、今後は、エッジルータの機能を共通的に利用される基本的な接続機能として位置づけ、原則として網使用料として接続料を設定することが適当である。 ○ ただし、基本的な接続機能と位置付けた場合には、利用中止に際しての費用負担方法のこれまでの前提が</p>	<p>有</p>

意見	再意見	考 え 方	修正の有無
<p>意見</p>	<p>最後に、今回の NGN に関する議論が「接続料金」主導で進んでいる事に対して懸念しております。</p> <p>将来のインターネットのあるべき姿を「サービス・最新のテクノロジによるネットワーク構成」の観点からも議論し、その将来に対し現在の施策はどうかあるべきか議論する必要があると考えしております。</p> <p>(BBIX)</p> <p>○ 本意見に賛成いたします。</p> <p>IPoE 接続のゲートウェイタータにおいては、すべて接続事業者が網改造料として負担し、かつ接続事業者の判断で増設が可能です。しかしながら、エッジタータに含まれた場合には、接続事業者側の判断に基づいた柔軟な増設等が制限されることとなり、輻輳の発生など品質低下を招くこととなります。</p> <p>さらに、IPoE 接続のゲートウェイタータの容量の 1Gbps や 100Mbps といった接続用ポートを新たに設けることや、IPoE 接続のゲートウェイタータを県単位で POI を設けることが検討されており、反対いたします。これらは料金や制度面からの検討にとどまっており、技術的な実現性や妥当性、さらにはコスト面においても最終利用者の需要に鑑みて過重な負担を強いる可能性の有無の十分な検証、そもそも誰が増分コストを負担すべきかについての検討がなされておりません。</p> <p>(日本ネットワークイネイブラー)</p> <p>○ そもそもエッジのほとんどはインターネットに接続するために NGN サービスを申し込むのだから、インターネットに接続するための機能は基本機能の中でも特に基本的な機能といえま</p>	<p>変更となることとなり、そのための経過措置が必要な場合が想定でき</p> <p>る。</p> <p>○ このため、総務省の省令改正案を修正する必要がある。即ち、原案では、告示で定める一部のエッジタータを新設される「エッジタータ交換機能」から除き基本的な接続機能として位置付けることがあり得ることとして位置付けるが、これを改めて、全てのエッジタータを当該機能の対象とするとともに、当面の経過措置として、現行の考え方による費用負担からの円滑な移行も可能とする附則の規定を設けることとすることが適当である。</p>	<p>修正の有無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>す。インターネット接続を提供する ISP が接続するために必要な機能は、第一種指定電気通信設備の接続機能として接続料を算定する必要があると考えます。 (EditNet)</p> <p>○ NTT 東西の「IPoE 接続のゲートウェイルータ等のように、実際に利用する接続事業者の個別要望に基づき、当該接続事業者が要望する場所に新たに装置を設置等するものについては、別に告示で定めることにより、今般の省令案に定めるエッジルータ交換機能の対象設備である特定エッジルータから除外すべき」という意見について、賛同いたします。</p> <p>既存の「網終端装置 (PPPoE 接続)」のコストについては、接続用インタフェース部分のみ接続事業者が網改造料として負担し、他の部分を NTT 東西が負担していることにより、NTT 東西が増設基準を決め増設有無を判断しています。一方「ゲートウェイルータ (IPoE 接続)」のコストについては、すべて接続事業者が網改造料として負担し、かつ接続事業者の判断で増設が可能です。この 2 つの方式においては、接続設備に関するコスト負担の考え方が全く異なります。</p> <p>もしこれら 2 つの接続設備を同じ「特定エッジルータ」に分類することにより、これら接続設備に関するコスト負担の考え方が変更され、NTT 東西が「ゲートウェイルータ (IPoE 接続)」の増設有無を判断することになるのであれば、接続事業者はトラフィック増に柔軟に対応した自由な増設ができず、かえってトラフィック輻輳などの品質低下を招き、利用者の不利益につながります。</p> <p>また同様に、IPoE 接続のゲートウェイルータに小容量の接続用ポートを新たに設けることについて</p>		

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見 14 ①●価格圧搾による不当競争の場合において接続料を最低水準に設定する旨の本規定について賛同。</p> <p>②●一方で、価格圧搾による不当競争の場合に第三条の規定（特別の理由による許可）を適用することは限定的に行われるべき。</p> <p>③●県間通信設備の接続料を含めて利用者料金との関係が検証されることで、PSTN マイグレーション後のメタル IP 電話による県間通話料金をめぐるとの不正競争条件の確保も可能となる。（第一種指定電気通信設備接続料規則改正案第 14 条の 2）</p> <p>○ 接続料水準に関しては、適正性を確保する必要がありと考えておりますので、接続料水準の設定に関する規定について賛同いたします。また、総務省におかれましては、NTT 東日本及び NTT 西日本において価格圧搾の恐れがある場合、接続料水準を下げる等の対応をして頂き規定の趣旨が徹底されるよう、注視していただく必要があると考えます。 (中部テレコミュニケーション)</p>	<p>ても、設備効率を悪化させ IPoE 接続事業者が負担するコストを増加させることになるため、利用者の不利益につながらないように考慮するべきです。 (インターネットマルチファイード)</p> <p>○ 当方も、西日本電信電話株式会社及び東日本電信電話株式会社がエッジルータ交換機能について述べている様に、事業者が自らの要望によって設置を行わせる事になる IPoE 接続のゲートウェイルータ等については、事業者にその負担を求めるとが合理的であると考える。 (個人)</p>	<p>考え方 14</p>	<p>無</p>
<p>再意見 14 (1) ●左意見②に賛同。</p> <p>(2) ■接続料を最低水準に設定することは、最低限の投資コストが回収できなくなすることを意味するため、採り得ない。</p> <p>(3) ■左意見③について、公正競争条件の確保が必要になるのは、接続事業者においても同様。</p> <p>○ 第一種指定電気通信設備接続料規則第三条ただし書の規定は、特別な理由がある場合の例外規定であることから、左記ソフトバンクの意見のように、価格圧搾のおそれがある場合の接続料における対応としては、本改正案のとおり、接続料を適正原価・適正利潤の範囲内で最低水準に設定されることが一義的には望まれる対応であると考えます。 (KDDI)</p>	<p>再意見 14 (1) ●左意見②に賛同。</p> <p>(2) ■接続料を最低水準に設定することは、最低限の投資コストが回収できなくなすることを意味するため、採り得ない。</p> <p>(3) ■左意見③について、公正競争条件の確保が必要になるのは、接続事業者においても同様。</p> <p>○ 第一種指定電気通信設備接続料規則第三条ただし書の規定は、特別な理由がある場合の例外規定であることから、左記ソフトバンクの意見のように、価格圧搾のおそれがある場合の接続料における対応としては、本改正案のとおり、接続料を適正原価・適正利潤の範囲内で最低水準に設定されることが一義的には望まれる対応であると考えます。 (KDDI)</p>	<p>○ 現行のストックテストは、利用者料金と接続料との関係において不当な競争を引き起こすものである場合に、接続料の水準の引き下げを求め、その結果、接続料が第一種指定電気通信設備接続料規則（以下「接続料規則」という。）の定める基本的な算定方法による適正原価・適正</p>	<p>無</p>

意 見	再 意 見	考 え 方	修正の有無
<p>○ 価格圧搾による不当競争を回避するための接続料水準の設定方法につきましては、今回の改正案に加え、接続料の水準を最も低いものとなるように設定する方法を、一次報告書にご記載頂いている通り、「接続料と利用者料金との関係の検証（スタックテスト）の運用に関するガイドライン」に例示する等、指針を明記しておくことが重要と考えます。</p> <p>また、今回の改正案には、「（第三条ただし書の規定により総務大臣の許可を受ける場合を除く）」という記載がありますが、価格圧搾による不当競争を回避することが目的であることを踏まえれば、第三条ただし書の規定については限定的・例外的に運用することが基本であると考えます。具体的には、接続料の水準を最も低いものとなるように設定した上でも、接続料や利用者料金の水準が不当な競争を引き起こすものとならざるをえない場合等に、第三条ただし書の規定を厳格に限定して頂くようお願いいたします。（ソフトバンク）</p> <p>○ 接続料と利用者料金との関係の検証について、第一次報告書を踏まえ、次の3点が盛り込まれた改定であるため、賛同いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 利用者料金との関係により不当競争性を判断する旨の明確化。</li> <li>(2) 県間通信設備が指定設備と一体的に利用される場合はその接続料も上記関係の判断において考慮すべきことの明定。</li> <li>(3) 利用者料金など他の原因により不当競争性の排除が困難な場合については、接続料は適正原価・適正利潤の範囲内で最低水準に設定することを規定。</li> </ol>	<p>○ 中部テレコムコミュニケーション株式会社及びKDDI 株式会社殿の意見に賛同します。競争事業者にとつての公正競争条件が確保されるために、利用者料金の水準と接続料水準が適正であるかの検証が徹底されるべきと考えます。（ソフトバンク）</p> <p>○ 中部テレコムコミュニケーションズ殿のご意見について、当社としては、利用者料金と接続料との比較において、価格圧搾のおそれがあるが不当な競争を引き起こすものであると判断される場合には、不当性等に関する明確な根拠が行政より示される必要があると考えます。また、当社としては、価格圧搾のおそれがあるが不当な競争を引き起こすものであるか否かについては、当社の利用者料金と接続料との比較だけで検証・判断できるものではなく、検証対象となるサービスについて事業者間で実質的な競争が行われているか、他事業者サービス提供状況や利用者料金等を踏まえても不当と言い得るかといった観点から検証いただく必要があると考えます。（NTT東日本・西日本）</p> <p>○ ソフトバンク殿の「接続料の水準を最も低いものとなるように設定した上でも、接続料や利用者料金の水準が不当な競争を引き起こすものとならざるをえない場合等に、第三条ただし書の規定を厳格に限定して頂くようお願いいたします」とのご意見について、当社としては、接続料や利用者料金の水準が不当な競争を引き起こすものとなる場合の対処として、接続料の水準を最も低いものとなるよう設定することを義務付けることは、接続料の提供に伴って必要となる最低限の投資コスト</p>	<p>利潤の水準を下回ることも想定されるものとなっている。</p> <p>○ 今般の省令改正案は、これを改め、接続料の水準の見直しを行う場合も、接続料規則の定める基本的な算定方法の範囲内とするものである。したがって、これが「最低限の投資コストが回収できないまま接続機能の提供を強いることに等しい」と考えられるのは誤りである。また、改正後は、同規則第三条ただし書の規定により当然に適正原価・適正利潤を下回る接続料の設定を可能とするものでもない。</p> <p>○ 本規定（改正後接続料規則第14条の2）の運用については、総務省において「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」案が作成され、意見募集が開始されたところ、当該指針が策定された際には、それにより、利用者料金の水準と接続料の水準が近接していたり逆転していたりする場合には、第一種指定電気通信設備設置事業者により不当な競争を引き起こすものでないことの論証が行われるか、利用者料金若しくは接続料又はその双方の是正が行われることで不当競争性が排除されるよう、対応が行われることが適当である。</p> <p>○ PSIM マイグレーション後のメタルIP 電話による県間通話についても、上記指針の対象として追加すること</p>	修正の有無

意見	再意見	考 え 方	修正の有無
<p>特に(2)「県間通信設備が指定設備と一体的に利用される場合はその接続料も上記関係の判断において考慮すべきことの明定」は、NTT 東・西が、PSTN マイグレーション後のメタル IP 電話において県間通話も含めて提供することを表明しており、仮に活用業務を用いて当該通話を提供する場合でも、当該措置が講じられることで、NTT 東・西が設定する利用料金の水準と接続料水準が適正であるかの検証が行われ、競争事業者にとつての公正競争条件が確保されるものと考えます。(KDDI)</p>	<p>が回収できないまま接続機能の提供を強いることに等しく、採り得ないと考えます。(NTT 東日本・西日本)</p> <p>○ KDDI 殿の「NTT 東・西が、PSTN マイグレーション後のメタル IP 電話において県間通話も含めて提供することを表明しており、仮に活用業務を用いて当該通話を提供する場合でも、当該措置が講じられることで、NTT 東・西が設定する利用料金の水準と接続料水準が適正であるかの検証が行われ、競争事業者にとつての公正競争条件が確保されるもの」とのご意見について、当社としては、PSTN から IP 網への移行後は、各社の IP 網は原則二社間の直接接続となり、お互いに対等・対称な関係でネットワークを繋ぎ合うこととなるため、公正競争条件の確保が必要になるのは、当社だけでなく接続事業者においても同じと考えます。(NTT 東日本・西日本)</p> <p>○ 各接続事業者の意見にある通り、改正内容に賛同します。接続料の水準の妥当性を外形的な基準で検証しやすくなることは望ましいと考えます。(Edi t Net)</p> <p>○ KDDI 殿意見に賛同します。 総務省におかれては、価格圧搾が認められる場合、接続料の引き下げ等について適切に実行していただき、本規定が徹底されるように対応頂きたいと考えます。(クロノス)</p> <p>○ 各社意見に賛同いたします。総務省におかれましては、NTT 東西殿において価格圧搾の恐れがある</p>	<p>が適切かどうか、今後総務省において検討が行われるべきである。</p>	<p>修正の有無</p>



意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見 15 ■ 自己資本利益率を調整し、接続料の水準を抑制するような措置を採ることができるとされているが、投資インセンティブも削がれることになるため、そのような措置を選択することは考えていない。(第一種指定電気通信設備接続料規則改正案第 14 条の 2)</p> <p>○ 【スタックテスト】 省令案において、価格圧搾のおそれがある場合の対処として、自己資本利益率を調整し、接続料の水準を抑制するような措置を採ることができるとされているが、そうした措置では適正な設備コストの確保ができず、投資インセンティブも削がれることになるため、当社としては、そのような措置を選択することは考えておりません。 なお、利用者料金と接続料との比較において、価格圧搾のおそれがあるが不当な競争を引き起こすものであるという判断には、明確な根拠が示される必要であると考えます。 (NTT 東日本・西日本)</p>	<p>場合、接続料水準を下げる等の対応をして頂き規定の趣旨が徹底されるよう、注視していただく必要があると考えます。 (日本インターネットプロバイダ協会)</p> <p>再意見 15 ● 自己資本利益率の調整をしないと一方的に断定するのは不適切。自己資本利益率の調整が直ちに投資インセンティブを削ぐことになるわけではない。</p> <p>○ 第一種指定電気通信設備接続料規則(以下、「一種接続料規則」といいます。)第 12 条 3 項において、自己資本利益率は、「期待自己資本利益率の過去三年間(略)の平均値又は他産業における主要企業の過去五年間の平均自己資本利益率のいずれか低い方を上限とした合理的な値とする」と定められており、上限値から合理的な自己資本利益率を設定するための調整が一種接続料規則上認められています。そのため、価格圧搾のおそれがある場合の対処として、自己資本利益率を調整し、接続料の水準を抑制する措置を採ることは、一種接続料規則に則った適正な措置であり、制度上の選択肢として適切なものであることから、NTT 東西殿が「そのような措置を選択することは考えておりません」と一方的に断定するのは不適切です。 また、自己資本利益率の調整が投資インセンティブを削ぐことになるか否かは、投資状況の実態及び将来の見込みを見た上で適正に判断すべきことであり、自己資本利益率の調整が直ちに投資インセンティブを削ぐことになるわけではないと考えます。 (ソフトバンク)</p>	<p>考え方 15</p> <p>○ 自己資本利益率について、どのような場合にも上限値を採らなければならぬとする理由はなく、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとなる場合には、接続料規則の定める基本的な算定方法の範囲内での自己資本利益率の調整が本規定(改正後接続料規則第 14 条の 2)に基づく選択肢として検討されるべきものと考えられる。 ○ なお、本規定の運用については、総務省において「接続料と利用者料金との関係の検証に関する指針」案が作成され、意見募集が開始されたところ、当該指針が策定された際には、それに沿って不当競争性が排除されるよう対応が行われることが適当である。</p>	<p>無</p>

(3) 平成 13 年総務省告示第 243 号（電気通信事業法第 33 条第 1 項及び電気通信事業法施行規則第 23 条の 2 第 1 項の規定に基づき電気通信設備を指定する件）の一部を改正する告示案について

意見	再意見	考 え 方	修正の有無
<p>意見 16 ■デジタル加入者回線アクセス多重化装置及びデジタル加入者回線信号分離装置が第一種指定電気通信設備の対象から除外されることは適当。（平成 13 年総務省告示第 243 号改正案）</p> <p>○【第一種指定電気通信設備の範囲】（略） また、一般の省令改正案において、デジタル加入者回線アクセス多重化装置及びデジタル加入者回線信号分離装置が第一種指定電気通信設備の対象から除外されることは適当であり、今後同様に、接続事業者が自前設備を用いてサービス提供し、現在、接続事業者による当社設備の利用実績がない設備については第一種指定電気通信設備の対象から除外していただく必要があると考えます。 (NTT東日本・西日本)</p>	<p>再意見 16</p> <p>—</p>	<p>考え方 16</p> <p>○ 第一種指定電気通信設備の範囲について、公正競争条件の確保等の観点から不要なものは、ルール見直しの機会を捉え、指定範囲から除外されるのが適当である。ただし、この範囲の在り方については、潜在的な接続ニーズも考慮する必要がある、現時点でたまたま利用実績がないとしても、それだけで直ちに指定範囲から除外されるべきとは限らないと考えられる。</p>	<p>無</p>

【諮問対象外】

(4) 平成13年総務省告示第395号（電気通信事業法施行規則第23条の4第3項の規定に基づく情報の開示に関する件）の一部を改正する告示案について

意見	考え方	修正の有無
<p>意見17 ■ 第一種指定電気通信設備と一体的に申し込む場合の県間通信用設備に係る事業者対応窓口の連絡先の情報を開示する考え。（平成13年総務省告示第395号改正案第1条の2）</p> <p>○【県間通信用設備の情報開示】            県間通信用設備に係る情報開示については、県間通信用設備自体に不可欠性がないことに加え、これまでも非指定電気通信設備接続約款の規定に基づき運用がなされており、協議等に関する情報も既に情報開示していることを踏まえれば、改めて情報開示告示を定めなくても足りると考えますが、当社としては、第一種指定電気通信設備と一体的に申し込む場合の県間通信用設備に係る事業者対応窓口の連絡先等の情報を開示する考えです。            （NTT東日本・西日本）</p>	<p>考え方17</p> <p>○ 本規定は、接続請求等を行う他事業者の便宜のため、接続約款に規定される手続の概要を含む協議等に関する情報を冊子等のまともにより提供すべき旨を定めるものである。本規定をも踏まえ、事業者対応窓口の連絡先を含め、県間通信用設備と第一種指定電気通信設備が一体となった形での情報の提供が適切に行われることを期待する。</p>	<p>無</p>
<p>意見18 ■ 技術の進展、競争環境の変化や設備の陳腐化リスクが著しい情報通信市場において、予めその開示時期を固定的に4年前までと定め、義務付けることは適当でない。（平成13年総務省告示第395号改正案第3条第3号の2）</p> <p>○【4年前ルール】            当社としては、メタル回線の撤去について、その計画が定まれば、速やかにその情報を開示する考えですが、技術の進展、競争環境の変化や設備の陳腐化リスクが著しい情報通信市場において、予めその開示時期を固定的に4年前までと定め、義務付けることは適当でないと考えます。            （NTT東日本・西日本）</p>	<p>考え方18</p> <p>○ 本規定は、メタル回線の撤去について予見可能性を与え、これへの対応の準備を促す趣旨から、平成13年以来採られている情報開示を、現行のようにDSL事業者に対してのみ行うのではなく、直収電話事業者に対しても行うことを求めるものである。            ○ 御意見のように、「技術の進展、競争環境の変化や設備の陳腐化リスク」を踏まえてメタル回線の撤去を早期化するのであれば、その移行の円滑な実施を行っていただく必要があり、本告示改正案でもそのような場合にまで情報開示時期を「4年前」とする必要はないこととされている。</p>	<p>無</p>

【別紙】平成29年度NGN網使用料算定根拠（東日本）に基づく設備ごとの単位コストの算出方法

(1) 「(別紙2) 機能別原価の算定に用いたポート実績トラヒック比」より優先パケットルーティング伝送機能のポート実績トラヒック比を把握

2. 算定結果

上記の換算後ポート実績トラヒックを機能ごとを集計し、ポート実績トラヒック比を算定

機能別接続料原価は、対応するNGNの設備別原価(Ⅱ)の1 收容ルータの⑤、中継ルータの⑤、伝送路(ダークファイバ以外)の⑤、伝送路(ダークファイバ以外)の⑤、伝送路(ダークファイバ以外)の⑤[ポート実績トラヒック比を乗じて算定

区分	ポート実績トラヒック比			接続料原価(単位:百万円)			対応するエッジ設備
	(1) 中継ルータ及び伝送路(ダークファイバ以外)	(2) ※1 收容ルータ(高速制御部の一部以外)	(3) 伝送路(ダークファイバ)	(1) 中継ルータ及び伝送路(ダークファイバ以外)	(2) ※1 收容ルータ(高速制御部の一部以外)	(3) 伝送路(ダークファイバ)	
a 一般收容ルータ接続ルーティング伝送機能(收容局接続機能)	91.33%	99.99%	98.65%	16,624	16,500	572	① 網終端装置(ISP)、② 網終端装置(VPN)、③ GWルータ(IPoE接続・ベストエフォート通信)、④ SNI收容ルータ(ベストエフォート通信)
b 一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能(中継局接続機能)	0.06%	0.00%	0.01%	11	0	0	⑦ GWルータ(ひかり電話以外の高優先通信)、⑧ GWルータ(ひかり電話・標準音質/高音質等)
c 専門交換機接続ルーティング伝送機能(IGS接続機能)	3.79%	0.01%	1.03%	690	2	6	⑨ メディアゲートウェイ
d 一般中継局ルータ優先パケットルーティング伝送機能	3.34%	0.00%	0.03%	608	0	0	③ GWルータ(IPoE接続・優先通信)、⑩ 收容ルータ(当社のひかり電話ユーザー間等の通信相当に係るもの・優先通信)(※2)
e 上記以外※3(接続料原価から控除)	1.48%	0.00%	0.28%	270	0	0	⑤ SNI收容ルータ(地デジIP再送信)、⑥ SNI收容ルータ(高優先通信)及び⑩ 收容ルータ(当社のひかり電話ユーザー間等の通信相当に係るもの・最優先通信/高優先通信)(※2)
f 合計	100.00%	100.00%	100.00%	18,203	16,502	580	

※1 フレッツ光の加入を前提とし、ひかり電話ユーザーのトラヒック見合いを各機能へ分計

※2 ⑩ 收容ルータ(当社のひかり電話ユーザー間等の通信相当に係るもの)は、メディアゲートウェイ及びGWルータ經由呼と当社のひかり電話ユーザー間の通信との通信時間比等を基に算定

※3 第一種指定電気通信設備利用部門がコスト総額を負担

(2) 「IX. 料金設定に用いた設備数及びトラヒック」より優先転送サービスのトラヒックを把握

5. 一般中継局ルータ優先パケットルーティング伝送機能を用いた優先転送サービスの通信量

(単位: Mbit)

区分	H27年度(実績)	H28年度	H29年度	備考
	優先転送サービス	3,390,435,360	8,976,438,576	

(3) ①優先パケットルーティング伝送機能のトラヒック比 (伝送路) と②優先転送サービスのトラヒックから全機能のトラヒックが推計可能 (下表太枠内)

区分	ポート実績トラヒック比	
	(3)伝送路(ダークファイバ)	
a.一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能(収容局接続機能)	98.65%	56,053,436,666,400
b.一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能(中継局接続機能)	0.01%	5,682,051,360
c.関門交換機接続ルーティング伝送機能(IGS接続機能)	1.03%	585,251,290,080
d.一般中継局ルータ優先パケットルーティング伝送機能	0.03%	17,046,154,080
e.上記以外 <sup>※1</sup> (接続料原価から控除)	0.28%	159,097,438,080
f.合計	100.00%	56,820,513,600,000

※1 第一種指定電気通信設備利用部門がコスト総額を負担

(4) 「II.原価の算定及び料金の設定」より設備別原価を把握

1. 設備別原価の算定

NGN (単位:百万円)

区分	収容ルータ	中継ルータ	SIPサーバ	ゲートウェイルータ	メディアゲートウェイ	収容ルータ(SNI等)	収容ルータ(IP電話)		ネットワーク装置(VPN)	ネットワーク装置(ISP)	伝送路	合計		
							左記以外	ダークファイバ以外				ダークファイバ	合計	
①設備管理運営費	15,647	11,298	7,934	54	1,154	501	145	356	4,019	19,260	5,352	4,923	429	65,219
②他人資本費用	54	40	29	0	4	2	1	1	16	73	42	36	6	259
③自己資本費用	942	697	507	3	63	32	11	22	290	1,293	735	634	101	4,562
④利益対応税	407	301	219	1	27	14	5	10	125	559	318	274	44	1,973
⑤合計	17,050	12,336	8,689	58	1,248	549	162	389	4,450	21,185	6,447	5,867	580	72,013

(5) ④の設備別原価を③の総トラヒックで除すことで、1Mbitあたり単価を推計。

※優先クラスごとにQoS換算係数の考慮が必要 (最優先:1.20倍、高優先:1.16倍、優先:1.00倍)。

※エッジ設備は全ての機能のトラヒックが疎通するとは限らない点に留意が必要。

【別紙】平成29年度NGN網使用料算定根拠（西日本）に基づく設備ごとの単位コストの算出方法

(1) 「(別紙2) 機能別原価の算定に用いたポート実績トラヒック比」より優先パケットルーティング伝送機能のポート実績トラヒック比を把握

2. 算定結果

上記の換算後ポート実績トラヒックを機能ごとに集計し、ポート実績トラヒック比を算定

機能別接続料原価は、対応するNGNの設備別原価(Ⅱの(1) 收容ルータの⑤、中継ルータの⑤、伝送路(ダークファイバ以外)の⑤、伝送路(ダークファイバ)の⑤)にポート実績トラヒック比を乗じて算定

区分	ポート実績トラヒック比			接続料原価(単位:百万円)			対応するエッジ設備
	(1) 中継ルータ及び 伝送路(ダーク ファイバ以外)	(2) ※1 收容ルータ (高速制御部の 一部以外)	(3) 伝送路 (ダークファイバ)	(1) 中継ルータ及び 伝送路(ダーク ファイバ以外)	(2) ※1 收容ルータ (高速制御部の 一部以外)	(3) 伝送路 (ダークファイバ)	
a. 一般收容局ルータ接続ルーティング伝送機能 (收容局接続機能)	91.40%	100.00%	98.69%	20,093	13,288	802	① 網終端装置 (ISP)、② 網終端装置 (VPN)、③ GWルータ (PoE 接続、ベストエフォート通信)、④ SNI 收容ルータ (ベストエフォート通信)
b. 一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能 (中継局接続機能)	0.06%	0.00%	0.01%	13	0	0	⑦ GWルータ (ひかり電話以外の高優先通信)、⑧ GWルータ (ひかり電話・標準音質/高音質等)
c. 専門交換機接続ルーティング伝送機能 (IGS 接続機能)	5.87%	0.00%	0.95%	1,291	0	8	⑨ メディアゲートウェイ
d. 一般中継局ルータ優先パケットルーティング伝送機能	0.57%	0.00%	0.01%	125	0	0	③ GWルータ (PoE 接続・優先通信)
e. 上記以外 ※3 (接続料原価から控除)	2.10%	0.00%	0.34%	462	0	3	⑤ SNI 收容ルータ (地子 IP 再送信)、⑥ SNI 收容ルータ (高優先通信) 及び ⑩ 收容ルータ (当社のひかり電話ユーザー間等の通信相当に係るもの・最優先通信/高優先通信) (※2)
f. 合計	100.00%	100.00%	100.00%	21,983	13,288	813	

※1 フレツツ光の加入を前提とし、ひかり電話ユーザーのトラヒック見合いを各機能へ分計

※2 ⑩ 收容ルータ (当社のひかり電話ユーザー間等の通信相当に係るもの) は、メディアゲートウェイ及び GWルータ経由呼と当社のひかり電話ユーザー間の通信との通信時間比等を基に算定

※3 第一種指電電気通信設備利用部門がコスト総額を負担

(2) 「IX. 料金設定に用いた設備数及びトラヒック」より優先転送サービスのトラヒックを把握

5. 一般中継局ルータ優先パケットルーティング伝送機能を用いた優先転送サービスの通信量

区分	H27年度 (実績)	H28年度	H29年度	備考
	優先転送サービス	0	1,540,848,960	



(3) ①優先パケットルーティング伝送機能のトラフィック比 (伝送路) と②優先転送サービスのトラフィックから全機能のトラフィックが推計可能 (下表太枠内)

区分	ポート実績トラフィック比		トラフィック (Mbit)
	(3) 伝送路 (ダークファイバ)		
a. 一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能 (収容局接続機能)	98.69%		<b>32,761,876,364,696</b>
b. 一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能 (中継局接続機能)	0.01%		<b>3,319,675,384</b>
c. 関門交換機接続ルーティング伝送機能 (IGS接続機能)	0.95%		<b>315,369,161,480</b>
d. 一般中継ルータ優先パケットルーティング伝送機能	0.01%		3,319,675,384
e. 上記以外※1 (接続料原価から控除)	0.34%		<b>112,868,963,056</b>
f. 合計	100.00%		<b>33,196,753,840,000</b>

※1 第一種指定電気通信設備利用部門がコスト総額を負担

(4) 「II. 原価の算定及び料金の設定」より設備別原価を把握

1. 設備別原価の算定

(1) NGN

区分	収容ルータ	中継ルータ	SIPサーバ	ゲートウェイルータ	メディアゲートウェイ	収容ルータ (SNI等)	取容ルータ (IP電話)		ネットワーク装置 (VPN)	ネットワーク装置 (ISP)	伝送路		合計
							取容ルータ (IP電話)	左記以外			ダークファイバ以外	ダークファイバ	
①設備管理運営費	12,906	14,813	5,582	67	1,532	436	103	332	2,733	16,465	6,004	5,375	60,537
②他人資本費用	75	92	33	0	8	3	1	2	18	100	92	74	421
③自己資本費用	515	626	224	2	54	21	7	13	126	680	625	508	2,871
④利益対芯税	225	273	98	1	24	9	3	6	55	297	273	222	1,253
⑤合計	13,721	15,804	5,937	70	1,618	469	114	353	2,932	17,542	6,994	6,179	65,082

(5) ④の設備別原価を③の総トラフィックで除することで、1Mbitあたり単価を推計。

※優先クラスごとにQoS換算係数の考慮が必要 (最優先: 1.20倍、高優先: 1.16倍、優先: 1.00倍)。

※エッジ設備は全ての機能のトラフィックが疎通するとは限らない点に留意が必要。

**電気通信事業法施行規則等の一部改正  
(第一種指定電気通信設備との円滑な接続の確保等  
のための接続ルールの整備)について**

平成29年12月





### 1. 情報通信行政・郵政行政審議会への諮問事項

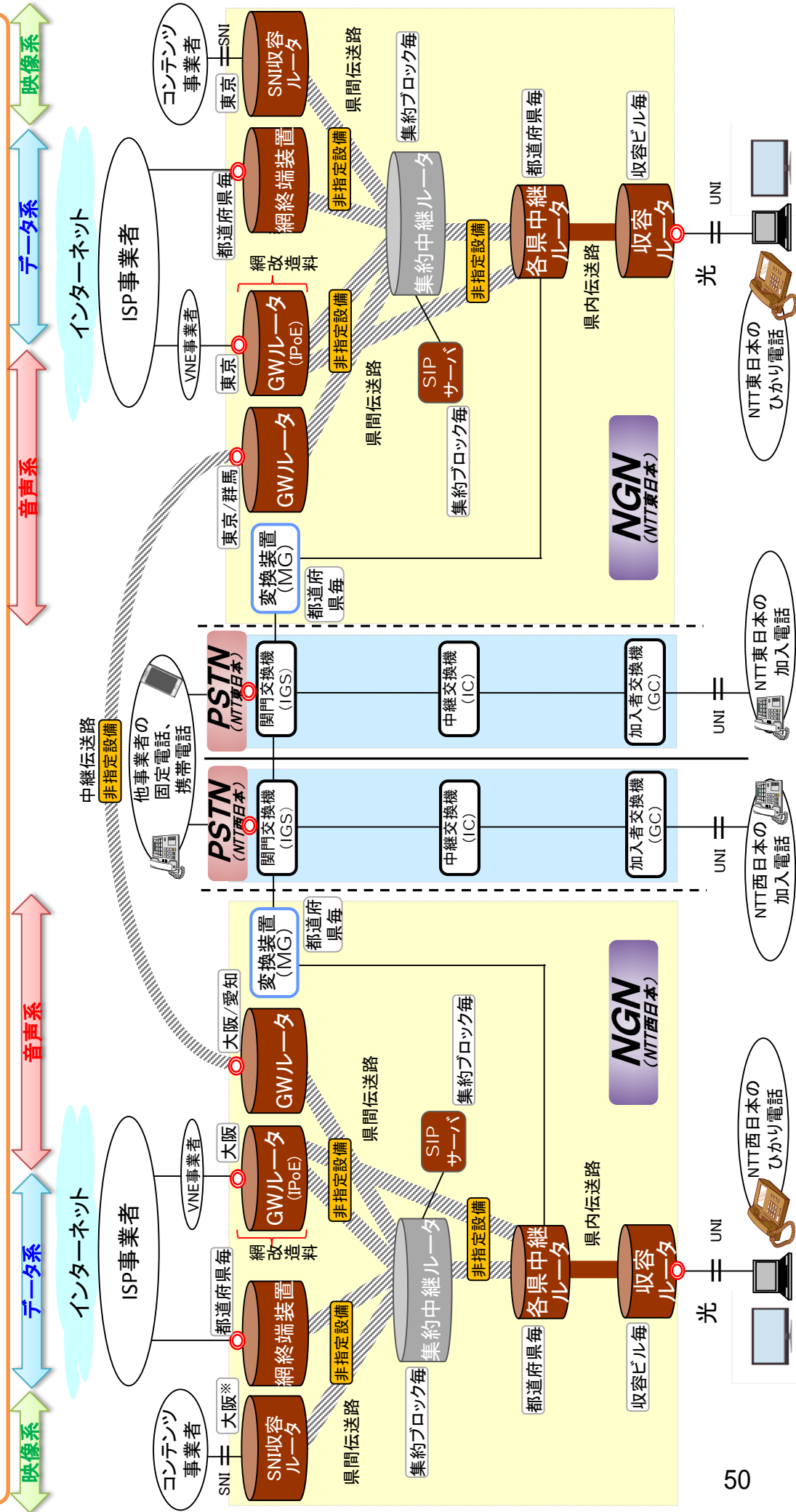
- (1) 第一種指定電気通信設備の指定に関する規定の明確化
  - ・ 施行規則の一部改正
  - ・ 指定告示の一部改正
- (2) 接続料の設定方法に関する見直し
  - ・ 接続料規則の一部改正
  - ・ 接続会計規則の一部改正
- (3) 接続約款記載事項の見直し
  - ・ 施行規則の一部改正

### 2. 参考：諮問対象外の事項

- (4) (3)の見直しに伴い、第一種指定電気通信設備設置事業者による情報開示に関する規定の整備
  - ・ 情報開示告示の一部改正
- (5) その他附則規定の整備

# (参考)次世代ネットワーク(NGN)について

- NGNは、高い信頼性・安全性・セキュリティを確保した上で、1つのネットワーク上で音声通信、データ通信及び映像配信といった様々なサービスを統合的に提供するための機能を実現。
- また、多様な通信サービスに対応するため、最優先クラス、高優先クラス及びベストエフォートクラスの4つの品質クラスによる通信が提供されている。



※自治体がサービスを提供している場合は、当該自治体がある県にも設置されている。

# (1) 第一種指定電気通信設備の指定に関する規定の明確化

## ① 第一種指定電気通信設備の指定に関する規定の明確化 (改正施行規則第23条の2第4項、改正指定告示)

NGN等の設備を指定するための規定を明確化(指定設備の実質的な範囲は現時点で変更なし)

- DSLAM等のDSL用設備や県内通信に用いられない伝送路設備が指定設備に含まれないことを明確化。
- 伝送路設備及び交換等設備などに付随する設備も指定設備であることを明確化。等

### 【改正後の第一種指定電気通信設備の一覧と対応する規定の主な内容】

IP/ PSTN	指定設備	新しい規定内容	指定告示の 号 番号
共通	① 固定端末系伝送路設備	固定端末系伝送路設備(終端装置、屋内配線設備等を含む。) <b>【変更なし】</b>	第1号
共通	② 端末系交換等設備	固定端末系伝送路設備を直接収容する交換等設備(DSLAM及びスプリッタ(*)を除く。)	新第2号
	③ 収容ルータ	端末系交換等設備	
IP網	④ 中継ルータ	中継系交換等設備(県内通信を行う交換等設備であって、収容ルータにより交換等が行われる通信の交換等を行うもの)(※) ※網終端装置等のエッジルータを含む	新第3号
共通	⑤ 中継系交換等設備	端末系交換等設備以外の交換等設備であって県内通信を行うもの(信号用中継交換機(**)を含む。)	新第4号
共通	⑥ 市内伝送路設備	端末系交換等設備が設置されている建物(市内交換局)間に設置される伝送路設備 <b>【変更なし】</b>	
共通	⑦ 中継系伝送路設備	市内交換局と中継交換局(中継系交換等設備が設置されている建物)の間に設置される伝送路設備であって県内通信を行うもの	
IP網	⑧ SIPサーバ	SIPサーバ <b>【変更なし】</b>	新第5号
共通	⑨ 付随設備	上記各設備に付随する設備(信号用伝送路設備(**)、接続用伝送路設備を含む。)	
PSTN	⑩ 公衆電話機	公衆電話機及びこれに付随する装置 <b>【変更なし】</b>	新第6号
PSTN	⑪ 番号案内関係設備	電気通信番号の案内に用いられる案内装置及びこれに付随する装置 〔・電気通信番号の案内に用いられるデータベース ・電気通信番号の案内に用いられる交換機、案内装置及び伝送路設備〕	

\* 現行では、他事業者が同種の設備を設置できない場所に設置されているものを指定設備としているが、現在、実際には存在しない。  
 \*\* 信号用中継交換機及び信号用伝送路設備は、現行では独立して規定。

# (1) 第一種指定電気通信設備の指定に関する規定の明確化

- 各単位指定区域で加入者回線のシェアが2分の1を超えるNTT東日本・西日本の設備を第一種指定電気通信設備として指定。
- 単位指定区域は、トラヒックの多くが依然として同一都道府県に終始していることを勘案して、都道府県を基本とすることを維持。

【加入者回線の設置数に占めるNTT東日本・西日本のシェア】

(平成28年度末)

都道府県	NTT東日本・西日本の比率	都道府県	NTT東日本・西日本の比率
北海道	89.5%	滋賀	59.8%
青森	97.3%	京都	70.1%
岩手	95.5%	大阪	63.5%
宮城	91.1%	兵庫	59.2%
秋田	90.6%	奈良	62.5%
山形	95.7%	和歌山	69.1%
福島	98.8%	鳥取	78.6%
茨城	91.3%	島根	79.8%
栃木	90.5%	岡山	85.8%
群馬	93.7%	広島	86.1%
埼玉	73.8%	山口	80.6%
千葉	74.6%	徳島	75.8%
東京	73.9%	香川	82.7%
神奈川	70.5%	愛媛	85.6%
新潟	90.2%	高知	88.0%
山梨	91.4%	福岡	75.7%
長野	88.2%	佐賀	78.9%
富山	77.6%	長崎	81.1%
石川	84.6%	熊本	83.7%
福井	73.3%	大分	76.1%
岐阜	72.1%	宮崎	80.7%
静岡	78.8%	鹿児島	92.2%
愛知	68.2%	沖縄	80.9%
三重	65.2%	全国	77.1%

【(参考)県内通信及び地域内通信の比率(地域別)】

(平成27年度末)

	県内通信	地域内通信
北海道	79.4%	79.4%
東北	72.1%	83.0%
関東※	51.0%	78.4%
信越	77.1%	79.4%
北陸	70.3%	77.3%
東海	71.5%	81.3%
近畿	50.2%	67.1%
中国	70.5%	79.8%
四国	69.4%	75.7%
九州	68.7%	80.6%
沖縄	54.9%	54.9%
全国	59.5%	76.8%

※山梨県含む

(参考)

関東地方(山梨県含む):76.4%、近畿地方:63.3%



# (2) 接続料の設定方法に関する見直し

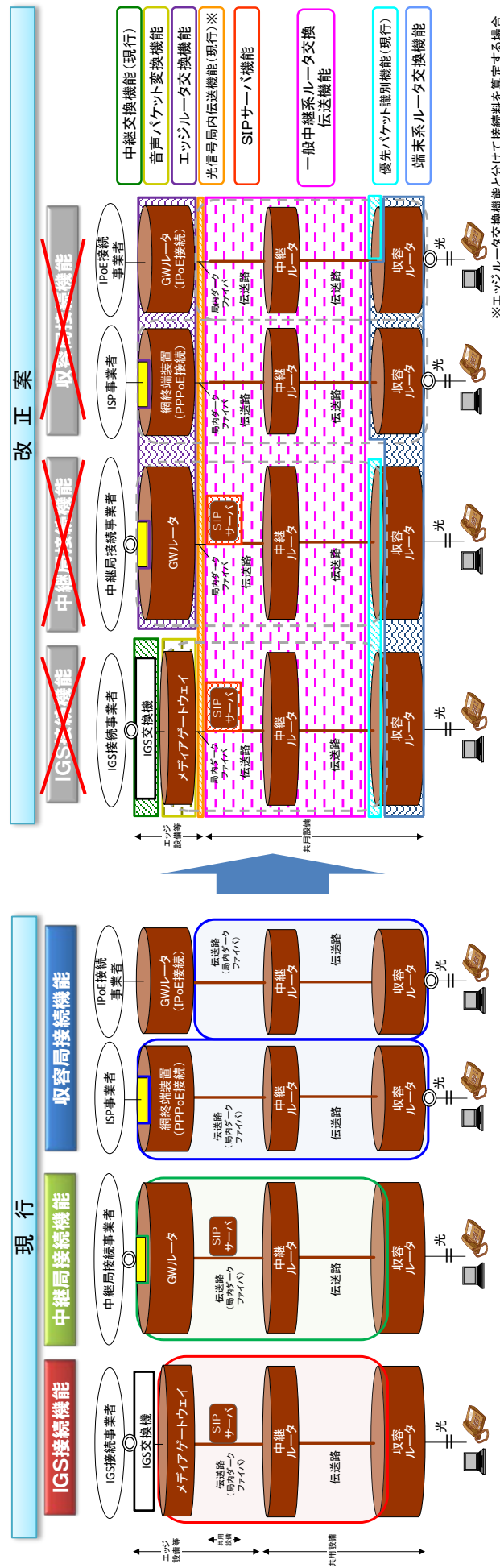
## ① NGN関係機能の見直し(機能の新設・廃止)(改正接続料規則第4条の表)

※会計規則の規定も整備(実質的変更はなし)

異なる事業者がNGNの同じ設備を同じように利用した場合のコストの同等性・透明性を確保するため、接続料の単位となる「機能」を、概ね設備ごとに設定。

⇒詳細P.7,8

### 【NGNの機能の見直し】



接続機能の改正内容(詳細)

1. 新設機能

機能名	機能の種類 (第四条の表での規定位置)	機能内容	対象設備
① 端末系ルータ交換機能	端末系交換機能(二の項)	一般第一種指定収容ルータにより通信の交換を行う機能(一般収容ルータ優先パケット識別機能を除く。)	一般第一種指定収容ルータ
② エッジルータ交換機能	中継系交換機能(五の項)	他の電気通信事業者の電気通信設備を特定エッジルータ(※)で接続する場合における当該特定エッジルータで通信の交換を行う機能	特定エッジルータ
③ 音声パケット変換機能(五の二の項)		他の電気通信事業者の電気通信設備を閉門交換機で接続する場合における音声信号とパケットの相互間の交換を行う機能	メディアゲートウェイ
④ 一般中継系ルータ交換伝送機能	ルーティング伝送機能(六の二の項)	一般第一種指定中継系設備等(エッジルータ以外の一般第一種指定中継ルータに加え、エッジルータ・メディアゲートウェイと一般第一種指定中継ルータの間の指定中継系伝送路設備及び一般第一種指定中継ルータと一般第一種指定収容ルータの間の中継系伝送路設備)により通信の交換又は伝送を行う機能	一般第一種指定中継系ルータ設備等
⑤ SIPサーバ機能(九の項)		一般第一種指定収容ルータと連携してインターネットプロトコルによるパケットの伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う機能	SIPサーバ

※ 別に告示で定めるものを除くエッジルータ。具体的に除くべき範囲の有無については今後検討。

2. 廃止機能

機能名	機能の種類 (第四条の表での規定位置)	機能内容(⇒改正後の取扱い)	対象設備
⑥一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能		他事業者の電気通信設備を収容ルータで接続する場合における一般第一種指定ルータ及び伝送路設備により通信の交換及び伝送を行う機能 ⇒①端末系ルータ交換機能、②エッジルータ交換機能及び④一般中継系ルータ交換伝送機能に再編成	一般第一種指定ルータ及びそれに係る伝送路設備又はSIPサーバ
⑦一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能	ルーティング伝送機能 (六の二の項)	他事業者の電気通信設備を中継ルータで接続する場合における一般第一種指定ルータ及び伝送路設備により通信の交換及び伝送を行う機能 ⇒①端末系ルータ交換機能、②エッジルータ交換機能、④一般中継系ルータ交換伝送機能、⑤SIPサーバ機能及び優先パケット識別機能に再編成	一般第一種指定中継ルータ及びそれに係る伝送路設備
⑧一般中継ルータ優先パケットルーティング伝送機能		一般第一種指定中継ルータ及び伝送路設備により特定のパケットについて優先的に通信の交換及び伝送を行う機能 ⇒④一般中継系ルータ交換伝送機能に再編成	一般第一種指定ルータとそれに係る伝送路設備、IP電話を提供するためにパケット交換網と固定電話網との間の接続制御を行うための装置及び符号等を変換するための装置並びにSIPサーバ
⑨関門交換機接続ルーティング伝送機能		他事業者の電気通信設備を関門交換機で接続する場合における一般第一種指定ルータ及び伝送路設備により通信の交換及び伝送を行う機能 ⇒①端末系ルータ交換機能、③音声パケット変換機能、④一般中継系ルータ交換伝送機能、⑤SIPサーバ機能及び優先パケット識別機能に再編成	D70交換機に接続する際のインタフェース(2M単位)が、接続用伝送路設備のインタフェース(52M/156M)と合っていないため、これらの変換等を行うための装置
⑩加入者交換機接続伝送専用機能(三の四の項) (※)		(廃止)	



## (2) 接続料の設定方法に関する見直し

### ② 価格圧搾による不当競争を回避するための接続料水準の設定方法について規定（改正接続料規則第14条の2）

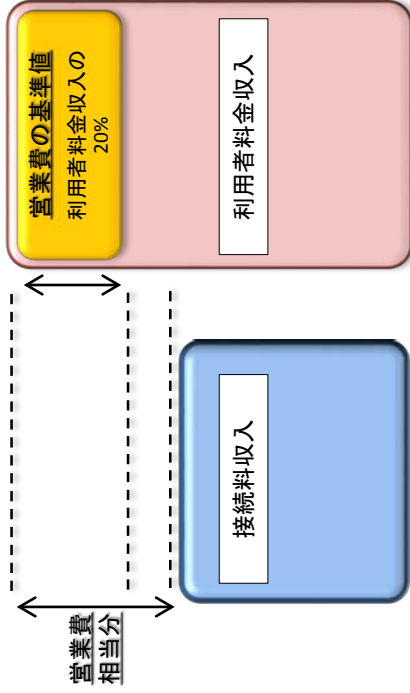
接続料水準の設定に関する規定について、次のとおり改正。

- ・利用者料金との関係により不当競争性を判断する旨の明確化。
- ・果間通信用設備が指定設備と一体的に利用される場合はその接続料も上記関係の判断において考慮すべきことの明定。
- ・利用者料金など他の原因により不当競争性の排除が困難な場合には、接続料は適正原価・適正利潤の範囲内で最低水準に設定することを規定。

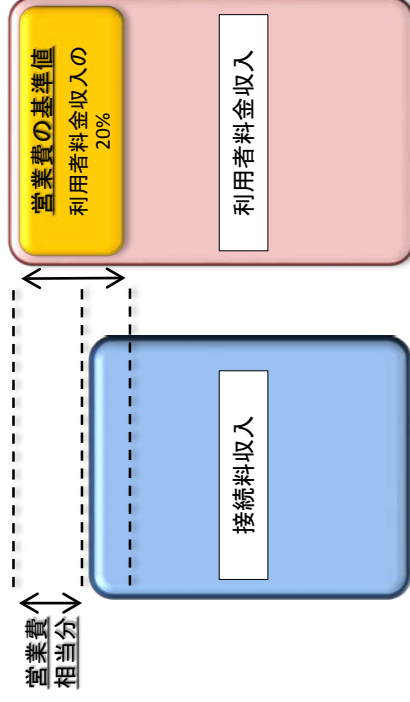
※価格圧搾に関する具体的な判断の方法等については、別途指針を策定する予定。

### 【「営業費相当額と営業費の基準値との関係」の検証】

○ 営業費相当分 $\geq$ 営業費の基準値



× 営業費相当分 $<$ 営業費の基準値



## (3) 接続約款記載事項の見直し

円滑な接続の確保のため、次のとおり、接続約款記載事項を拡充。(改正施行規則第23条の4関連)

### ① 県間通信用設備との接続(特定接続)に関する手続(第2項第1号の2)

指定設備と一体的に利用されるものである県間通信用設備との接続(※1)について、その手続に関する事項(※2)を約款記載事項とするとともに、指定設備に関する記載事項と一体的に記載すべき旨規定する。

※1 相互接続点と指定設備の間の非指定設備への接続請求等で、指定設備の接続に係るもの

※2 ①必要な情報開示を他事業者が受ける手続、②接続請求への回答を受ける手続、③情報開示の請求の日から開示の日までの標準的期間、及び④接続が開始されるまでの標準的期間

### ② エッジルータの増設に当たっての基本的な事項(第2項第1号の3)

通信量の増加等への対応(P.11参照)のため、網終端装置等のエッジルータ(他事業者と直接接続できる指定中継ルータ)を増設する場合について、増設に係る基準又は条件の基本的事項を約款記載事項とする。(他事業者からの増設の要望に応じないことがある場合)

### ③ コロケーションが困難な場合の代替措置(いわゆる「バーチャルコロケーション」等)(第2項第2号チ)

コロケーションスペース等の空きがない状態(P.12参照)への対応のため、接続に必要な装置の設置を可能とする措置(※)又はそれに代わる装置の設置を可能とする措置の手続・金額・条件を約款記載事項とする。

※例えば、指定設備設置事業者の空きラックに他事業者の装置を設置し指定設備設置事業者が保守

### ④ NGNのネットワーク管理方針に関する事項(第2項第10号の2)

・NGNの優先パケット関係の機能(P.13参照)に関し指定設備設置事業者がネットワーク管理を行うための方針を約款記載事項とする。優先して取り扱う通信量に関する基準についても、上記ネットワーク管理方針を含むものとする。

・上記ネットワーク管理方針は、①通信の秘密の確保に支障がないこと、②利用者、電気通信事業者に対して不当な差別的取扱いを行わないこと、③その他通信の内容により不当な差別的取扱いを行わないこと(コンテンツやアプリケーション等によりトピックを不当に差別的に扱わないこと。)の3要件を満たすものとする。

・ネットワーク管理に当たり指定設備設置事業者が他事業者に求める情報提供について、①情報の範囲、②情報の提供を求めるとして約款記載事項とする。

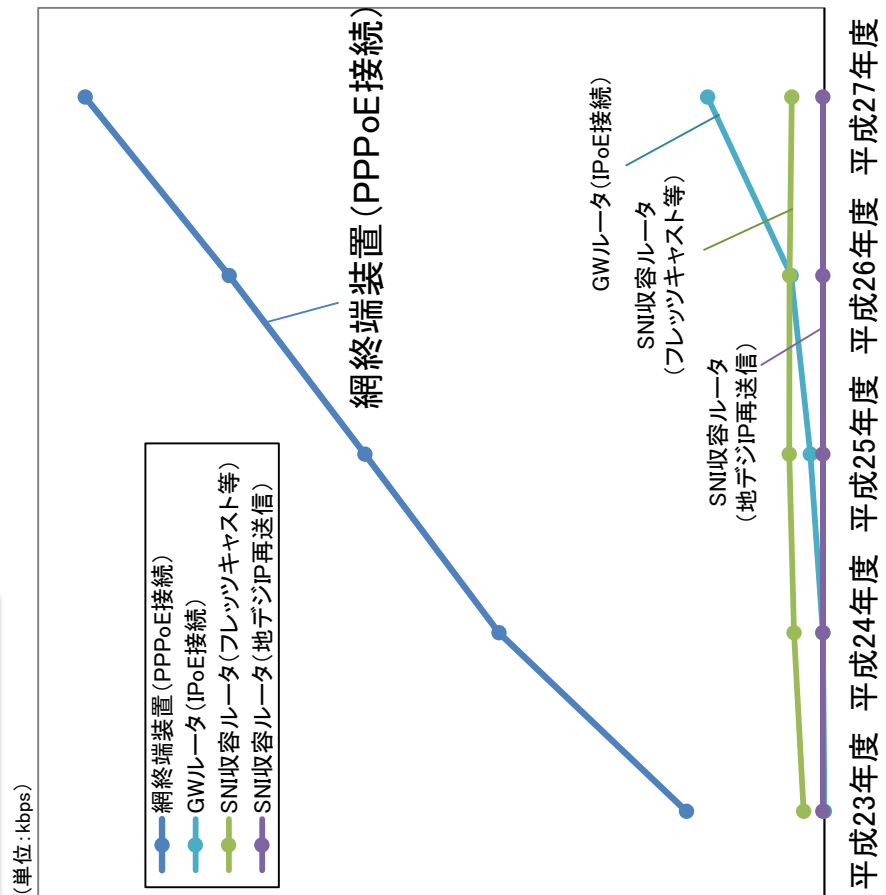
## III 施行日

平成30年4月1日から施行

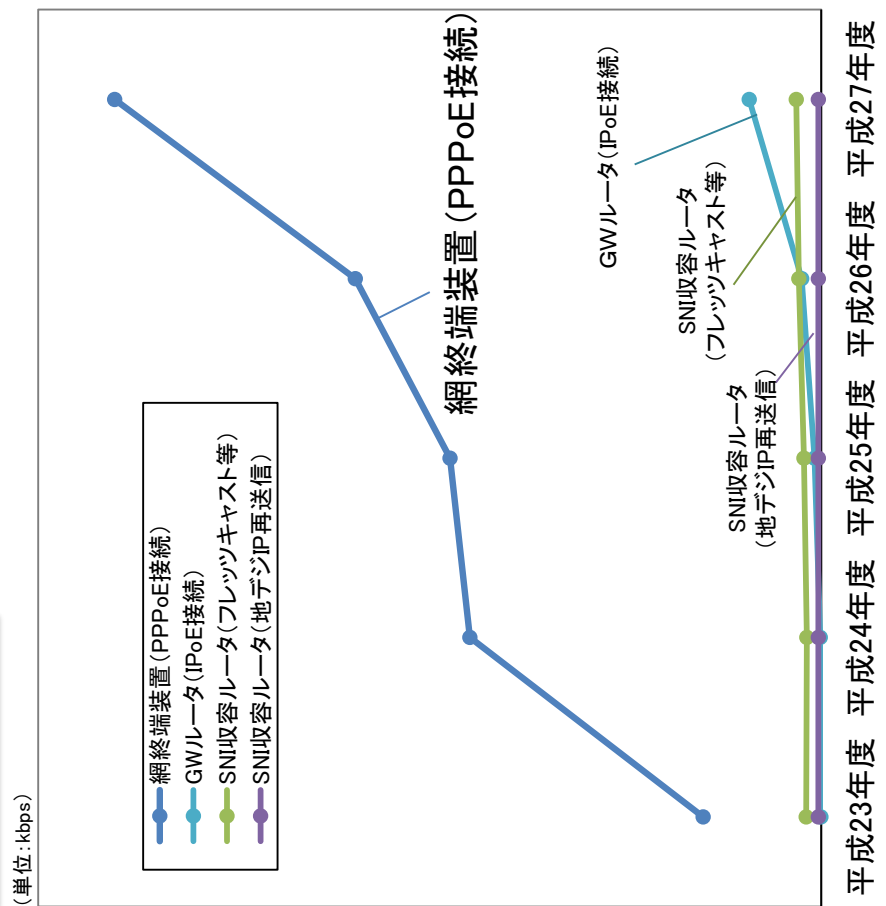
# (参考)エッジルータにおける実績トラヒックのトレンド

○ インターネット系トラヒックが流れる網終端装置(PPPoE接続)における実績トラヒックが、特に大幅に増加している。

## NTT東日本



## NTT西日本



■コロケーションスペースの空き状況

接続料の算定に関する研究会第1回会合  
資料1-7 (NTT東日本・西日本資料)より抜粋、一部編集

ランク※	2012.3		2017.2	
	ビル数	構成比	ビル数	構成比
A	1,247	25.0%	1,393	27.8%
B	1,615	32.3%	1,658	33.1%
C	1,872	37.5%	1,656	33.1%
D	261	5.2%	296	5.9%
(再掲) 2012.3 以降D継続	-	-	148	3.0%

※ランクとは  
各リソースの空き状況をその多寡に応じて  
A～Dの4段階のランクにて開示。

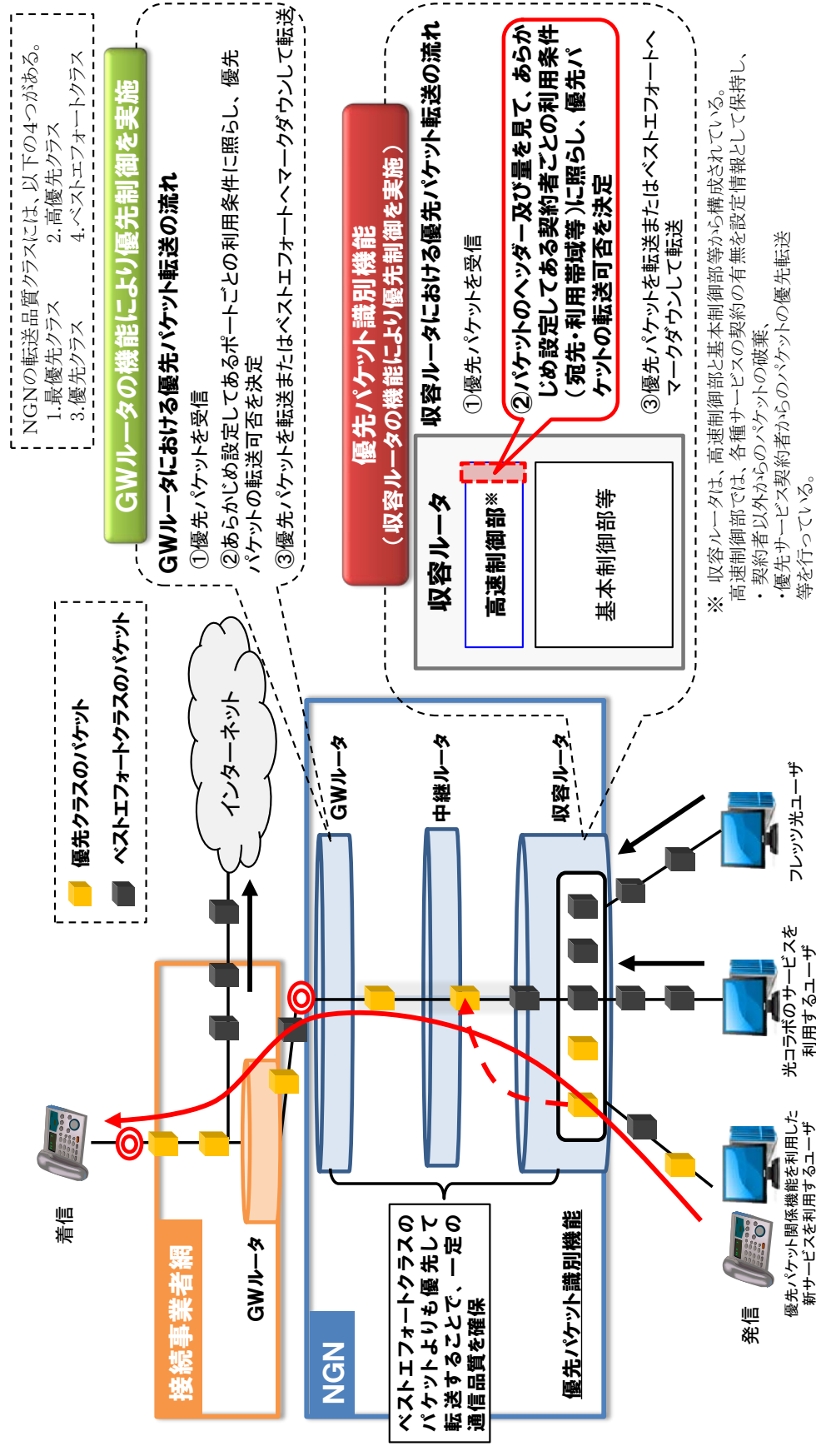
ランク	スペース	受電設備・発電設備
A	18架以上の空き	72KVA以上の空き
B	～18架未満の空き	～72KVA未満の空き
C	～6架未満の空き	～24KVA未満の空き
D	空きなし	空きなし

○ 平成28年12月に「第一種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令」(平成28年総務省令第97号)により優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能を新たにアンバンドル。

※ 今回の改正案では、水平的な機能細分化に伴い、端末系ルーティング交換機能、一般中継系ルーティング交換伝送機能、エッジルーティング交換機能等に再編成。

○ 今後、データ系や映像系で上記優先パケット関係機能を利用するにあたり、NGNの優先パケットの扱いが課題となる。

■ 優先パケット関係機能の主な仕組み



# 改正に係るスケジュール

平成29年		平成30年		
9月	10月	11月	12月	1月
電気通信事業法施行規則等の一部改正				
		<p>■ 情報通信行政・郵政行政審議会（電気通信事業部会）</p>		
	<p>9/29 諮問</p>	<p>12/5 接続委員会</p>		
	<p>パブコメ</p> <p>①9/30～10/30(31日間) ②11/2～11/15(14日間)</p> <p>※諮問対象外の事項は①のみ</p>		<p>12/22 答申</p>	
				<p>答申後速やかに公布 (施行は4月1日)</p> <p>※諮問対象外の事項も併せて公布</p>



## (4) 第一種指定電気通信設備設置事業者による情報開示に関する見直し

### ① 県間通信設備の接続手続に関する情報を開示対象に追加 (改正情報開示告示第1条の2)

県間通信設備((3)①参照)との接続の手続を約款記載事項とすることに伴い、同設備との接続の協議等に関する情報を開示対象に追加。

### ② 光ファイバへの移行に伴うメタル回線の撤去に関し、原則4年前に情報を開示すべきとのルールを追加 (改正情報開示告示第3条第3号の2)

情報通信審議会答申「『固定電話網の円滑な移行の在り方』一次答申～移行後のIP網のあるべき姿～」(平成29年3月)を踏まえ、光ファイバ移行に伴うメタル回線の撤去の計画に関しては、撤去の原則(※)4年前までに情報開示すべきとのルールを規定。

※4年前の例外:①他事業者が必要な対応を円滑に行うための措置の実施など円滑な移行の実施が確保される場合  
②天災その他やむを得ない事由がある場合

(参考) 情報通信審議会答申「『固定電話網の円滑な移行の在り方』一次答申～移行後のIP網のあるべき姿～」P. 56

(1) 光回線への移行促進及び公正競争環境の整備に向けた取組

…他方で、PSTNからIP網への円滑な移行や事業者の事業判断を促す観点から、NTT東日本・西日本のメタル回線を利用して直収電話サービスを提供する事業者や当該サービスの利用者の予見可能性を高めるため、第一種指定電気通信設備接続約款で規定されている現行のDSL事業者を対象とした「4年前ルール」を直収電話事業者にも適用するなど、NTT東日本・西日本から接続事業者に対する情報提供についての適切な規律を課すことが必要である。

※この他、接続協議等に関する情報の開示を(電気通信回線を通じた閲覧のほか)冊子の配布により行うべきとする規定について、当該情報をまとめた集合物か、それに相当する電磁的記録の提供によって行うべき旨に改正。(上記(4)①の情報開示も対象)

## (5) その他の附則規定の整備

- 意見募集の結果等を踏まえ、報告書(案)において以下のとおり条文を修正。

### (1) エッジルータ交換機能に関する修正

- ・ 原案(第4条の表5の項(エッジルータ交換機能に限る。))では、告示で定める一部のエッジルータを新設される「エッジルータ交換機能」から除き基本的な接続機能として位置付けないことがあり得るが、これを改めることとしているが、これを改めて、全てのエッジルータを当該機能の対象とする。(改正接続料規則第4条の表5の項の修正)
- ・ また、当面の経過措置として、現行の考え方による費用負担からの円滑な移行も可能とする規定を設ける。(改正接続料規則附則第6項の追加)

### (2) その他規定の適正化

- 「エッジルータ」という名称について、「他の電気通信事業者の電気通信設備と一般第一種指定中継ルータとを接続する場合においてこれらの設備の間に設置される(ルータ)」という定義の趣旨がより適切に表現されるよう、「関門系ルータ」  
という名称に変更
- 第一種指定電気通信設備接続会計規則の規定の一部修正



**※修正前**

○電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部改正案 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（第一種指定電気通信設備の基準等） 第二十三条の二 「略」 〔2・3 略〕</p> <p>4 法第三十三条第一項の電気通信設備であつて総務省令で定めるものは、次に掲げるものであつて、当該設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に不可欠なものであるとする。</p> <p>一 符号、音響若しくは影像の交換、編集若しくは変換又は通信路の設定（以下「交換等」という。）の機能を有する電気通信設備（以下「交換等設備」という。）であつて次に掲げるものとする。</p> <p>〔イ・ロ 略〕</p> <p>二 伝送路設備であつて次に掲げるもの</p> <p>イ 第一種指定端末系交換等設備が設置されている建物（以下「第一種指定市内交換局」という。）間に設置されるもの（以下「第一種指定市内伝送路設備」という。）</p> <p>ロ 第一種指定市内交換局と、第一種指定中継系交換等設備が設置されている建物（以下「第一種指定中継交換局」という。）との間に設置されるもの（以下「第一種指定中継系伝送路設備」という。）</p> <p>三 第一種指定端末系伝送路設備及び前二号の設備により提供される電気通信役務に係る情報の管理、電気通信役務の制御及び端末の認証等を行うための設備その他前各号に掲げる設備に付随する設備</p> <p>四 公衆電話機、電気通信番号の案内に用いられる案内台装置及びこれらに付随する装置</p> <p>（第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準） 第二十三条の四 法第三十三条第四項第一号イの総務省令で定める箇所は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〇十一 略〕</p> <p>十二 信号用中継交換機（電気通信役務の制御又は端末の認証等を行うための信号（以下単に「信号」という。）の交換を行う設備をいう。）の設置の場所と同一の建物内に設置される信</p>	<p>（第一種指定電気通信設備の基準等） 第二十三条の二 「同上」 〔2・3 同上〕</p> <p>4 法第三十三条第一項の電気通信設備であつて総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 符号（電気通信役務の制御又は端末の認証等を行うための信号（以下単に「信号」という。）を除く。）、音響若しくは影像の交換、編集若しくは変換又は通信路の設定（以下「交換等」という。）の機能を有する電気通信設備（以下「交換等設備」という。）であつて次に掲げるもの</p> <p>〔イ・ロ 同上〕</p> <p>二 伝送路設備であつて次に掲げるもの</p> <p>イ 第一種指定端末系交換等設備が設置されている建物（以下「第一種指定市内交換局」という。）間に設置される伝送路設備（以下「第一種指定市内伝送路設備」という。）</p> <p>ロ 第一種指定市内交換局と、第一種指定中継系交換等設備が設置されている建物（以下「第一種指定中継交換局」という。）との間に設置される伝送路設備（以下「第一種指定中継系伝送路設備」という。）</p> <p>三 第一種指定端末系伝送路設備及び前二号の設備により提供される電気通信役務に係る情報の管理、電気通信役務の制御及び端末の認証等を行うための設備</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、交換等設備、伝送路設備又は端末設備であつて当該設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に不可欠なもの</p> <p>（第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準） 第二十三条の四 「同上」 〔一〇十一 同上〕</p> <p>十二 信号用中継交換機（信号の交換を行う設備をいう。）の設置の場所と同一の建物内に設置される信号用伝送装置並びに第一種指定市内交換局及び第一種指定中継交換局に設置される信号</p>

号用伝送装置並びに第一種指定市内交換局及び第一種指定中継交換局に設置される信号用伝送装置

2 法第三十三条第四項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 第一種指定電気通信設備に電気通信設備を接続する他の電気通信事業者（以下この項及び第二十三条の六において「他事業者」という。）が接続の請求等を行う場合における次の事項

「イ 略」

ロ 接続の請求に際して必要な情報の開示の請求の日から開示の日までの標準的期間（電気通信回線を通じて当該情報を他事業者の閲覧に供する措置がとられている場合を除く。）

「ハ 略」

一の二 相互接続点と第一種指定電気通信設備の間の通信の伝送又は交換等に用いられる電気通信設備（第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置し、管理し、又はその運営を行うものに限る。）との接続（第一種指定電気通信設備を介した間接的な接続を含む。以下「特定接続」という。）の請求等であつて、前号の接続に係るものを他事業者が行う場合における次の事項（前号に規定する事項と一体的に記載するものとする。）

イ 他事業者が特定接続の請求等を行う場合の手續であつて、次に掲げる事項を含むもの

(1) 特定接続の請求に際して必要な情報の開示を他事業者が受ける手續

(2) 特定接続の請求を行い当該請求への回答（当該請求に即応できない旨のものである場合には、当該請求に係る現用していない電気通信設備がないことその他の合理的な理由を含む。）を受ける手續

(3) 特定接続に関する協定の締結及び解除の手續

ロ 特定接続の請求に際して必要な情報の開示の請求の日から開示の日までの標準的期間（電気通信回線を通じて当該情報を他事業者の閲覧に供する措置がとられている場合を除く。）

ハ 特定接続の請求の日から当該請求への回答を受け特定接続が開始される日までの標準的期間

一の三 第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）第二条第二項第六号の二に規定するエッジルータの増設に係る基準又は条件がある場合における当該基準又は条件に関する基本的な事項

二 他事業者が接続（第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置する第一種指定電気通信設備以外の電気通信設備を介した間接的な接続を含む。以下この号において同じ。）に必要な装置の設置若しくは保守又は建物、管路、とう道若しくは電柱等の利用の請求等を接続に關して行う場合における次の事項

「イ〜ハ 略」

用伝送装置

2 「同上」

一 「同上」

「イ 同上」

ロ 接続の請求に際して必要な情報の開示の請求の日から開示の日までの標準的期間

「ハ 同上」

「新設」

「新設」

二 他事業者が接続（第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置する第一種指定電気通信設備以外の電気通信設備を介した間接的な接続を含む。以下この号において同じ。）に必要な装置の設置若しくは保守又は建物、管路、とう道若しくは電柱等の利用を接続に關して行う場合における次の事項

「イ〜ハ 同上」

二 「略」

- (1) 建物、管路又はとう道の場所にあつては、正味固定資産価額（当該建物、管路又はとう道の取得原価から減価償却相当額を控除した額）を基礎として接続料の原価及び利潤の算定方法（自己資本利益率の値については第一種指定電気通信設備接続料規則第十二条第五項の規定を準用する。）に準じて計算される金額

〔2〕 略

〔ホ〕ト 略

チ 他事業者が接続に必要な装置を設置することが困難な場合であつて、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が講ずる当該装置又はこれに代わる装置の設置を可能とする措置の適用について他事業者が請求等を行うときにおける手続、他事業者が負担すべき金額その他当該措置を受けるに当たつての条件

〔三〕十 略

十の二 特定のバケツトについて優先的に通信の交換等又は伝送を行う機能（以下「優先バケツト機能」という。）に関する次の事項

イ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が策定するネットワーク管理の方針（優先バケツト機能に係る通信量に関する基準を含む。）であつて、次の要件を満たすもの

- (1) 通信の秘密の確保に支障がないこと。
- (2) 当該電気通信事業者の提供する電気通信役務の利用者又は当該通信を取り扱う電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いを行わないことを定めるものであること。
- (3) その他当該通信の内容による不当な差別的取扱いを行わないことを定めるものであること。

ロ 他事業者による優先バケツト機能の利用に当たり第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該他事業者に情報の提供を求める場合における次の事項

- (1) 情報の範囲
- (2) 情報の提供を求める手続

〔十一〕十二 略

3 前項第一号イ(1)、第一号のニイ(1)及び第二号イ(1)の情報の開示に関する事項については、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

二 「同上」

- (1) 建物、管路又はとう道の場所にあつては、正味固定資産価額（当該建物、管路又はとう道の取得原価から減価償却相当額を控除した額）を基礎として接続料の原価及び利潤の算定方法（自己資本利益率の値については第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）第十二条第五項の規定を準用する。）に準じて計算される金額

〔2〕 同上

〔ホ〕ト 同上

〔新設〕

〔三〕十 同上

〔新設〕

3 前項第一号イ(1)及び第二号イ(1)の情報の開示に関する事項については、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次項から附則第四項までの規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「事業者」という。）は、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新規則」という。）の施行の際電気通信事業法第三十三条第二項の規定により現に認可を受けている接続約款について、新規則の規定に適合させるため、新規則の施行前においても同項の規定に基づく変更の申請をすることができる。
- 3 総務大臣は、前項の申請が新規則の規定に適合している場合は、新規則の施行前においても当該申請を認可することができる。
- 4 前項の規定による申請に対する認可の処分の日が平成三十年四月一日後となる場合において、新規則の施行の際現に認可を受けている接続約款は、当該処分の日までの間は、新規則の規定に適合しているものとみなす。

※修正前

○第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）の一部改正案 新旧対照表

（傍線部分及び下線部分は改正部分、ゴシック体は諮問対象外の事項）

改正案

現行

改正案		現行	
(用語)			
<p>第二条 この省令において使用する用語は、法及び電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）において使用する用語の例による。</p>			
2			
〔略〕			
〔一〇四 略〕			
<p>五 一般第一種指定中継ルータ 第一種指定中継系交換等設備に該当するルータであつて、一般第一種指定收容ルータにより交換等が行われる通信の交換等を行うものをいう。</p>			
〔六 略〕			
<p>六の二 エッジルータ 他の電気通信事業者の電気通信設備と一般第一種指定中継ルータとを接続する場合においてこれらの設備の間に設置される一般第一種指定中継ルータ（他の電気通信事業者の電気通信設備に直接接続することができるものに限る。）をいう。</p>			
<p>六の三 メディアゲートウェイ 他の電気通信事業者の電気通信設備を閉門交換機で接続する場合において音声信号とパケットの相互間の交換を行う装置をいう。</p>			
〔七〇十三 略〕			
(機能)			
<p>第四条 法第三十三条第四項第一号の総務省令で定める機能は、次の表の上欄及び中欄のとおりとし、それぞれの機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）とする。</p>			
機能の区分	内容	対象設備	
〔一 略〕			
二 端末系交換機能	端末系ルータ交換機能	一般第一種指定收容ルータにより通信の交換を行う機能 （六の二の項の一般收容ルータ優先パケット識別機能を除く。）	一般第一種指定收容ルータ
(用語)			
<p>第二条 この省令において使用する用語は、法、電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）、電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）及び第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年郵政省令第九十一号。以下「接続会計規則」という。）において使用する用語の例による。</p>			
2			
〔同上〕			
〔一〇四 同上〕			
<p>五 一般第一種指定中継ルータ 第一種指定中継系交換等設備に該当するルータであつて、一般第一種指定收容ルータと相互に対向するものをいう。</p>			
〔六 同上〕			
〔新設〕			
〔新設〕			
〔七〇十三 同上〕			
(機能)			
<p>第四条 「同上」</p>			
機能の区分	内容	対象設備	
〔一 同上〕			
二 「同上」	〔新設〕		

五 中継系 交換機能	エッジル ータ交換 機能	他の電気通信事業者の電気通 信設備をエッジルータ（別に 告示で定めるものを除く。以 下この項において「特定エッ ジルータ」という。）で接続 する場合における当該特定エ ッジルータにより通信の交換	特定エッジルータ	[三]三の三 略]	加入者交 換機能	第一種指定加入者交換機によ り通信の交換を行う機能（こ の項の加入者交換機専用トラ ンクポート機能及び加入者交 換機共用トランクポート機能 を除く。）	第一種指定加入者交換機（第 一種指定端末系伝送路設備、 第一種指定中継系伝送路設備 等及び信号用伝送装置とのそ れぞれの間に設置される伝送 装置等を含む。）
						[略]	[略]

五 「同 上」	[新設]	[四 同上]	三の四 加入者交換機接 続伝送専用機能	[三]三の三 同上]	加入者交 換機能	[同上]	[同上]
						[同上]	[同上]
			第一種指定加入者交換機と他 の電気通信事業者の電気通信 設備との間に設置される中継 系伝送路設備（第一種指定加 入者交換機と他の電気通信事 業者の電気通信設備との間に 設置される伝送装置等を含 む。）により当該他の電気通 信事業者に係る通信を専ら伝 送する機能（六の項の中継伝 送専用機能を除く。）			第一種指定加入者交換機と他 の電気通信事業者の電気通信 設備との間に設置される中継 系伝送路設備（第一種指定加 入者交換機と他の電気通信事 業者の電気通信設備との間に 設置される伝送装置等を含 む。）	

六のニ ル ー テ ィ ン グ 伝 送 機 能	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	五の二 音 声 パ ケ ッ ト 変 換 機 能	中継交換機能	第一種指定中継交換機により通信の交換を行う機能（この項の中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能を除く。）	第一種指定中継交換機（第一種指定中継系伝送路設備等及び信号用伝送装置とのそれぞれの間設置される伝送装置等を含む。）	を行う機能
						〔略〕	〔略〕	〔略〕	メ デ ィ ア ゲ ー ト ウ ェ ィ
〔削る〕	〔削る〕								

六のニ 〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔新設〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
						〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
一般収容 ルータ接 続ルータ ィン グ 伝 送 機 能	一般中継 ルータ接 続ルータ ィン グ 伝 送 機 能	他の電気通信事業者の電気通信設備を一般第一種指定収容ルータ（専らIP電話の提供の用に供されるものを除く。）で接続する場合における一般第一種指定ルータ及び伝送路設備により通信の交換及び伝送を行う機能（SIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除く。）	他の電気通信事業者の電気通信設備を一般第一種指定収容ルータ（専らIP電話の提供の用に供されるものを除く。）で接続する場合における一般第一種指定ルータ及び伝送路設備により通信の交換及び伝送を行う機能（SIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除く。）	第一種指定ルータ及び当該第一種指定ルータに係る伝送路設備又はSIPサーバ					

	<p>一般中継系ルータ交換伝送機能</p>	<p>一般第一種指定中継系ルータ設備等（エッジルータ以外の一般第一種指定中継ルータ、エッジルータ又はメディアゲートウェイとエッジルータ以外の一般第一種指定中継ルータとの間に設置される第一種指定中継系伝送路設備及びエッジルータ以外の一般第一種指定中継ルータと一般第一種指定中継ルータとの間に設置される第一種指定中継系伝送路設備をいう。以下同じ。）により通信の交換及び伝送を行う機能（特定の packets に ついて優先的に通信の交換又は伝送を行う機能を含む。）</p>	<p>一般第一種指定中継系ルータ設備等</p>
<p>「削る」</p>	<p>一般収容ルータ優先パケット識別機能</p>	<p>一般第一種指定収容ルータにおいて特定の packets を識別する機能</p>	<p>一般第一種指定収容ルータ</p>

	<p>「新設」</p>		<p>一般第一種指定ルータ及び伝送路設備により通信の交換及び伝送を行う機能</p>
<p>送機能</p>	<p>「同上」</p>	<p>「同上」</p>	<p>一般第一種指定中継ルータ及び伝送路設備により特定の packets について優先的に通信の交換及び伝送を行う機能</p>
	<p>「同上」</p>	<p>「同上」</p>	<p>一般第一種指定中継ルータ及び伝送路設備により当該一般第一種指定中継ルータに係る伝送路設備</p>



特別収容 ルータ接 続ルーテ イング伝 送機能	他の電気通信事業者の電気通 信設備を特別第一種指定収容 ルータで接続する場合におけ る特別第一種指定ルータ及び 伝送路設備により通信の交換 及び伝送を行う機能	特別第一種指定ルータ及び当 該特別第一種指定ルータに係 る伝送路設備並びにこれと一 体として設置される通信路の 設定の機能を有する電気通信 設備（交換設備を除く。）
九 SIPサーバ機能	一般第一種指定収容ルータと 連携してインターネットプロ トコルによるパケットの伝送 の制御又は固定端末系伝送路 設備の認証等を行う機能	一般第一種指定収容ルータと 連携するSIPサーバ
「十々十四 略」		

〔備考 略〕

（法第三十三条第五項の機能）

第五条 法第三十三条第五項の総務省令で定める機能（以下「法第三十三条第五項の機能」という。）は、前条の表二の項（端末系ルータ交換機能、加入者交換機能のうち同表備考二のイの機能、信号制御交換機能、優先接続機能及び番号ポータビリティ機能を除く。）、四の項、五の項（エッジルータ交換機能を除く。）、六の項（一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能を除く。）及び八の項の機能とする。

（原価及び利潤の算定に用いる資産及び費用）

第七条 事業者は、法第三十三条第五項の機能に係る接続料にあつては前条の規定により整理された第一種指定電気通信設備の資産及び費用に基づいて、それ以外の機能に係る接続料にあつては第

「同上」	「同上」	「同上」	
			「六の三々八 同上」
九 削除	関門交換 機接続ル ーティン グ伝送機 能	他の電気通信事業者の電気通 信設備を関門交換機で接続す る場合における一般第一種指 定ルータ及び伝送路設備によ り通信の交換及び伝送を行う 機能	一般第一種指定ルータ及び当 該一般第一種指定ルータに係 る伝送路設備、IP電話を提 供するためにパケット交換網 と固定電話網との間の接続制 御を行うための装置及び符号 等を変換するための装置並び にSIPサーバ
「十々十四 同上」			

〔備考 同上〕

（法第三十三条第五項の機能）

第五条 法第三十三条第五項の総務省令で定める機能（以下「法第三十三条第五項の機能」という。）は、前条の表二の項（加入者交換機能のうち同表備考二のイの機能、信号制御交換機能、優先接続機能及び番号ポータビリティ機能を除く。）、四の項、五の項、六の項（一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能を除く。）及び八の項の機能とする。

（原価及び利潤の算定に用いる資産及び費用）

第七条 事業者は、法第三十三条第五項の機能に係る接続料にあつては前条の規定により整理された第一種指定電気通信設備の資産及び費用に基づいて、それ以外の機能に係る接続料にあつては接

一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年郵政省令第九十一号。以下「接続会計規則」という。）に規定する第一種指定設備管理部門に整理された資産及び費用に基づいて、原価及び利潤を算定しなければならない。

（接続料設定の原則）

#### 第十四条 「略」

##### 〔2 略〕

3 接続料の体系は、当該接続料に係る第一種指定設備管理運営費の発生の態様を考慮し、回線容量、回線数、通信回数、通信量、距離等を単位とし、社会的経済的にみて合理的なものとなるように設定するものとする。

〔削る〕

（利用者料金との比較による接続料の水準の調整）

第十四条の二 接続料の水準は、当該接続料に係る特定接続がある場合には、当該特定接続に関し事業者が取得すべき金額も考慮して、当該事業者が提供する電気通信役務（卸電気通信役務を除く。）に関する料金の水準との関係により、当該事業者の設置する第一種指定電気通信設備とその他の電気通信設備を接続する電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こさないものとする方法により設定するものとする。ただし、利用者料金の水準が不当な競争を引き起こすものである場合等、当該方法によっては接続料の水準を設定することが困難な場合（第三条ただし書の規定により総務大臣の許可を受ける場合を除く。）は、この省令の他の規定（第三条ただし書の規定を除く。）により接続料の水準を最も低いものとなるように設定すれば足りる。

（端末系交換機能等の接続料）

第十五条 第四条の表二の項（端末系ルータ交換機能、番号ポータビリティ機能、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能を除く。）及び五の項（エッジルータ交換機能、中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能を除く。）の機能の接続料は、少なくとも、通信路の設定を行う機能及び通信路を保持する機能の別に、それぞれの機能に関連する部分の費用が対象設備等の費用に対して占める比率等を勘案して設定するものとする。ただし、合理的な理由がある場合には、この限りではない。

##### 〔2 略〕

〔削る〕

接続会計規則に規定する第一種指定設備管理部門に整理された資産及び費用に基づいて、原価及び利潤を算定しなければならない。

（接続料設定の原則）

#### 第十四条 「同上」

##### 〔2 同上〕

3 接続料の体系は、当該接続料に係る第一種指定設備管理運営費の発生の態様を考慮し、回線容量、回線数、通信回数、通信時間又は距離等を単位とし、社会的経済的にみて合理的なものとなるように設定するものとする。

4 接続料の水準は、当該接続料が事業者と当該事業者の第一種指定電気通信設備にその電気通信設備を接続する電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こさないものとなるように設定するものとする。

〔新設〕

（端末系交換機能等の接続料）

第十五条 第四条の表二の項（番号ポータビリティ機能、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能を除く。）及び五の項（中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能を除く。）の機能の接続料は、少なくとも、通信路の設定を行う機能及び通信路を保持する機能の別に、それぞれの機能に関連する部分の費用が対象設備等の費用に対して占める比率等を勘案して設定するものとする。ただし、合理的な理由がある場合には、この限りではない。

##### 〔2 同上〕

3 第四条の表六の二の項（関門交換機接続ルーティング伝送機能に限る。）の機能の接続料は、

SIPサーバによりセッション制御を行うための機能に係るものは通信回数を単位として、それ以外の機能に係るものは通信時間を単位として、それぞれ設定するものとする。

(加入者交換機専用トランクポート機能等の接続料)

第十六条の二 第四条の表二の項(加入者交換機専用トランクポート機能に限る。以下この条において同じ。)、五の項(中継交換機専用トランクポート機能に限る。以下この条において同じ。)、及び六の項(中継交換機接続伝送専用機能に限る。以下この条において同じ。))の機能の接続料は、回線容量を単位として設定するものとする。

2 前項の場合において、接続料の単位は、第四条の表二の項及び五の項の機能については少なくとも一、五三六キロビット毎秒相当以下に、六の項については五二メガビット毎秒相当以下に、各々細分化して設定するものとする。

(端末回線伝送機能等の接続料)

第十七条 第四条の表一の項(一般帯域透過端末回線伝送機能及び特別帯域透過端末回線伝送機能を除く。)、三の項から三の三の項まで、六の項(中継伝送共用機能及び中継交換機接続伝送専用機能を除く。)、六の二の項(特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能に限る。)、六の三の項、七の項及び七の二の項の機能の接続料は、回線容量又は回線数を単位として設定するものとする。この場合において、合理的な理由があるときは、距離その他の単位を組み合わせることで定めることができる。

[2 略]

第十八条の二 削除

第十八条の三 削除

(ルーティング伝送機能に係る接続料)

第十八条の四 第四条の表六の二の項の機能であつて、次に掲げるものの接続料は、それぞれ次に定める事項を単位として設定するものとする。ただし、合理的な理由がある場合には、この限りでない。

一 一般中継系ルータ交換伝送機能 通信量

二 一般収容ルータ優先パケット識別機能 契約数

(SIPサーバ機能に係る接続料)

第十八条の五 第四条の表九の項の機能に係る接続料は、通信回数を単位として設定するものとする。

(加入者交換機専用トランクポート機能等の接続料)

第十六条の二 第四条の表二の項(加入者交換機専用トランクポート機能に限る。以下この条において同じ。)、三の四の項、五の項(中継交換機専用トランクポート機能に限る。以下この条において同じ。))及び六の項(中継交換機接続伝送専用機能に限る。以下この条において同じ。))の機能の接続料は、回線容量を単位として設定するものとする。

2 前項の場合において、接続料の単位は、第四条の表二の項及び五の項の機能については少なくとも一、五三六キロビット毎秒相当以下に、三の四の項及び六の項については五二メガビット毎秒相当以下に、各々細分化して設定するものとする。

(端末回線伝送機能等の接続料)

第十七条 第四条の表一の項(一般帯域透過端末回線伝送機能及び特別帯域透過端末回線伝送機能を除く。)、三の項から三の三の項まで、六の項(中継伝送共用機能及び中継交換機接続伝送専用機能を除く。)、六の二の項(一般収容ルータ優先パケット識別機能、一般中継ルータ優先パケットルーティング伝送機能及び関門交換機接続ルーティング伝送機能を除く。)、六の三の項、七の項及び七の二の項の機能の接続料は、回線容量又は回線数を単位として設定するものとする。この場合において、合理的な理由があるときは、距離その他の単位を組み合わせることで定めることができる。

[2 同上]

(一般収容ルータ優先パケット識別機能に係る接続料)

第十八条の二 第四条の表六の二の項(一般収容ルータ優先パケット識別機能に限る。))の機能に係る接続料は、契約数を単位として設定するものとする。

(一般中継ルータ優先パケットルーティング伝送機能に係る接続料)

第十八条の三 第四条の表六の二の項(一般中継ルータ優先パケットルーティング伝送機能に限る。))の機能に係る接続料は、通信量を単位として設定するものとする。

[新設]

[新設]

附則（平成一七年二月一四日総務省令第一四号）

〔15.11 略〕

12 事業者は、法第三十三条第五項の機能に係る接続料の変更の際し、同項の機能（新規則第四条の表二の項（端末系ルータ交換機能、加入者交換機能のうち同表備考二のイ及びロの機能、信号制御交換機能並びに優先接続機能を除く。）、四の項、五の項（エッジルータ交換機能を除く。）、六の項（一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能を除く。）及び八の項に限る。）に係る通信量等については、平成三十一年三月三十一日までの間、新規則第十九条の規定により記録された通信量等に代えて、当該変更が適用される年度の前年度の下半年と当該変更が適用される年度の上半期の通信量等の合算値を用いることができる。

〔13・14 略〕

15 平成三十一年三月三十一日までの間、事業者は、その第一種指定電気通信設備を設置する単位指定区域以外の単位指定区域において第一種指定電気通信設備を設置する他の事業者が存在する場合は、第四条の表二の項（端末系ルータ交換機能を除く。）、四の項、五の項（エッジルータ交換機能を除く。）、六の項（一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能を除く。）及び八の項の機能に係る接続料が、当該機能と同等の機能について当該他の事業者が取得すべき接続料と同額となるよう、当該機能に係る接続料の原価及び利潤並びに通信量等を当該他の事業者のものと合算して算定するものとする。

附則（平成二八年二月一六日総務省令第九七号）

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

〔削る〕

附則（平成一七年二月一四日総務省令第一四号）

〔15.11 同上〕

12 事業者は、法第三十三条第五項の機能に係る接続料の変更の際し、同項の機能（新規則第四条の表二の項（加入者交換機能のうち同表備考二のイ及びロの機能、信号制御交換機能並びに優先接続機能を除く。）、四の項、五の項、六の項（一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能を除く。）及び八の項に限る。）に係る通信量等については、平成三十一年三月三十一日までの間、新規則第十九条の規定により記録された通信量等に代えて、当該変更が適用される年度の前年度の下半年と当該変更が適用される年度の上半期の通信量等の合算値を用いることができる。

〔13・14 同上〕

15 平成三十一年三月三十一日までの間、事業者は、自らが持株会社の子会社であつて、かつ、当該持株会社の他の子会社として他の事業者が存在する場合は、第四条の表二の項、三の四の項、四の項、五の項、六の項（一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能を除く。）及び八の項の機能に係る接続料が、当該機能と同等の機能について当該他の事業者が取得すべき接続料と同額となるよう、当該機能に係る接続料の原価及び利潤並びに通信量等を当該他の事業者のものと合算して算定するものとする。

附則（平成二八年二月一六日総務省令第九七号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「事業者」という。）は、当分の間、第十四条第二項ただし書の規定に基づき、通信量等の直近の実績値に代えて将来の合理的な通信量等の予測値を用いた場合であつて、その実績値が判明したときは、第四条の表六の二の項（一般収容ルータ優先パケット識別機能及び一般中継ルータ優先パケットルーティング伝送機能に限る。）の機能を利用する電気通信事業者（事業者を除く。）ごとに当該機能ごとの実績値に基づく接続料を計算し、当該電気通信事業者と精算することができる。

【第1表～第3表 略】  
第4表

通信量記録			年度分
項目名	数値	単位	
メディアゲートウェイ		b p s	
ゲートウェイルータ		b p s	
一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものを除く。）		b p s	
網終端装置		b p s	

【割る】

注 ゲートウェイルータ及び一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものを除く。）については、品質クラス別に区分して記録すること。

【第1表～第3表 同左】  
第4表

通信量記録			年度分
項目名	数値	単位	
メディアゲートウェイ		b p s	
ゲートウェイルータ		b p s	
一般第一種指定収容ルータ（一般収容ルータ接続ルータインタグ伝送機能に係るものを除く。）		b p s	
網終端装置		b p s	

注1 メディアゲートウェイとは、パケットと音声信号を相互に符号変換する装置をいう。

注2 ゲートウェイルータとは、一般第一種指定電気通信設備に該当するルータと他の電気通信事業者の電気通信設備とを相互に接続するためにこれらの設備の間に設置されるルータをいう。

注3 ゲートウェイルータ及び一般第一種指定収容ルータ（一般収容ルータ接続ルータインタグ伝送機能に係るものを除く。）については、品質クラス別に区分して記録すること。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次項から附則第五項までの規定は、公布の日から施行する。（経過措置）

2 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「事業者」という。）は、この省令による改正後の第一種指定電気通信設備接続料規則（以下「新規則」という。）の施行の際電気通信事業法第三十三条第二項の規定により現に認可を受けている接続約款について、新規則の規定に適合させるため、新規則の施行前においても同項の規定に基づく変更の申請をすることができる。

3 総務大臣は、前項の申請が新規則の規定に適合している場合は、新規則の施行前においても当該申請を認可することができる。

4 前項の規定による申請に対する認可の処分の日が平成三十年四月一日後となる場合において、新規則の施行の際現に認可を受けている接続約款は、当該処分の日までの間は、新規則の規定に適合しているものとみなす。

5 事業者は、当分の間、新規則第十四条第二項ただし書の規定に基づき、通信量等の直近の実績値に代えて将来の合理的な通信量等の予測値を用いた場合であつて、その実績値が判明したときは、新規則第四条の表に規定する次に掲げる機能を利用する電気通信事業者（事業者を除く。）ごとに当該機能ごとの実績値に基づく接続料を計算し、当該電気通信事業者と精算することができる。

- 一 同表二の項に規定する端末系ルータ交換機能
- 二 同表五の項に規定するエッジルータ交換機能
- 三 同表五の二の項に規定する音声パケット変換機能
- 四 同表六の二の項に規定する一般中継系ルータ交換伝送機能
- 五 同表六の二の項に規定する一般収容ルータ優先パケット識別機能
- 六 同表九の項に規定するSIPサーバ機能

**※修正前**

○第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年郵政省令第九十一号）の一部改正案

新旧対照表  
 （傍線部分、下線部分及び破線部分は改正部分）

改正案

現行

（用語）

第二条 「略」

2 「略」

「一〇四 略」

五 「一般第一種指定設備」とは、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号。以下「接続料規則」という。）第四条の表二の項（端末系ルータ交換機能に限る。）、五の二の項（エッジルータ交換機能に限る。）、五の二の項、六の二の項（一般中継系ルータ交換伝送機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に限る。）、六の三の項及び九の項の機能（以下別表第二において「端末系ルータ交換機能等」という。）に係る設備をいう。

〔六・七 略〕

別表第一〔第2条・第6条・第7条・第8条〕

勘定科目表  
 資産

科 目	款（原価部門）	項
1 電気通事業固定資産 (1) 有形固定資産	第一種指定設備管理 部門	1 一般第一種指定設備 一般第一種指定収容ルータ（ <u>端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものに限る。</u> ） 一般第一種指定中継ルータ SIPサーバ ゲートウェイルータ マダイアゲートウェイ 一般第一種指定収容ルータ（ <u>端末系ルータ交換</u>

（用語）

第二条 「同上」

2 「同上」

「一〇四 同上」

五 「一般第一種指定設備」とは、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号。以下「接続料規則」という。）第四条の表六の二の項のうち一般収容ルータ接続ルータ交換伝送機能、一般中継ルータ接続ルータ交換伝送機能、間門交換機接続ルータ交換伝送機能及び表六の三の項の機能（以下別表第一及び別表第二において「一般収容ルータ接続ルータ交換伝送機能等」という。）に係る設備並びにSIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能に係る設備をいう。

〔六・七 同上〕

別表第一〔第2条・第6条・第7条・第8条〕

勘定科目表  
 資産

科 目	款（原価部門）	項
1 電気通事業固定資産 (1) 有形固定資産	第一種指定設備管理 部門	1 一般第一種指定設備 一般第一種指定収容ルータ（ <u>一般収容ルータ接続ルータ交換伝送機能に係るものに限る。</u> ） 一般第一種指定中継ルータ SIPサーバ ゲートウェイルータ マダイアゲートウェイ 一般第一種指定収容ルータ（ <u>一般収容ルータ接</u>

	<p><u>機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能</u>に係るものを除く。）</p> <p>網終端装置（ＩＰＶＰＮサービスに係るもの）</p> <p>網終端装置（インターネット接続サービスに係るもの）</p> <p>収容イーサネットスイッチ</p> <p>中継イーサネットスイッチ</p> <p>ゲートウェイスイッチ</p> <p>伝送路</p> <p>（何）</p> <p>２ 特別第一種指定設備</p> <p>端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）</p> <p>主配線盤（電気信号の伝送に係るもの）</p> <p>端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの）</p> <p>主配線盤（光信号の伝送に係るもの）</p> <p>公衆電話設備</p> <p>端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）</p> <p>〔別る〕</p> <p>端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）</p> <p>端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるものうち、ルーティング伝送機能に係るもの）</p> <p>端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）</p> <p>端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝</p>
	<p><u>続ルータインジ伝送機能</u>に係るものを除く。）</p> <p>網終端装置（ＩＰＶＰＮサービスに係るもの）</p> <p>網終端装置（インターネット接続サービスに係るもの）</p> <p>収容イーサネットスイッチ</p> <p>中継イーサネットスイッチ</p> <p>ゲートウェイスイッチ</p> <p>伝送路</p> <p>（何）</p> <p>２ 特別第一種指定設備</p> <p>端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）</p> <p>主配線盤（電気信号の伝送に係るもの）</p> <p>端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの）</p> <p>主配線盤（光信号の伝送に係るもの）</p> <p>公衆電話設備</p> <p>端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）</p> <p><u>端末系交換設備</u>（主として音声伝送役務の提供に用いられるものうち、加入者交換機接続利用に用いられるものうち、加入者交換機接続利用に用いられるもの）</p> <p><u>伝送装置利用機能</u>に係るもの）</p> <p>端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）</p> <p>端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるものうち、ルーティング伝送機能に係るもの）</p> <p>端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）</p> <p>端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝</p>



	<p>送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）</p> <p>端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルーテイング伝送機能に係るもの）</p> <p>中継系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）</p> <p>中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）</p> <p>中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）</p> <p>中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）</p> <p>中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）</p> <p>ルーテイング伝送機能に係るもの）</p> <p>信号網設備</p> <p>番号案内データベース及び番号案内設備</p> <p>折返し通信路設定機能に係る設備</p> <p>専用加入者線装置モジュール</p> <p>専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係るもの</p> <p>専用線ノード装置</p> <p>専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路</p> <p>専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路</p> <p>（何）</p> <p>建物</p> <p>土地</p> <p>構築物</p> <p>機械及び装置</p> <p>車両及び船舶</p> <p>工具、器具及び備品</p>
	<p>送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）</p> <p>端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルーテイング伝送機能に係るもの）</p> <p>中継系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）</p> <p>中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）</p> <p>中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）</p> <p>中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）</p> <p>中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）</p> <p>ルーテイング伝送機能に係るもの）</p> <p>信号網設備</p> <p>番号案内データベース及び番号案内設備</p> <p>折返し通信路設定機能に係る設備</p> <p>専用加入者線装置モジュール</p> <p>専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係るもの</p> <p>専用線ノード装置</p> <p>専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路</p> <p>専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路</p> <p>（何）</p> <p>建物</p> <p>土地</p> <p>構築物</p> <p>機械及び装置</p> <p>車両及び船舶</p> <p>工具、器具及び備品</p>

		休止設備 建設仮勘定
	第一種指定設備利用 部門	[略]
	支援設備（補助部 門）	[略]
	全般管理（補助部 門）	[略]
(2) 無形固定資産	第一種指定設備管理 部門	[略]
	第一種指定設備利用 部門	[略]
(3) 投資その他の 資産	第一種指定設備管理 部門	[略]
	第一種指定設備利用 部門	[略]
2 繰延資産	第一種指定設備管理 部門	[略]
	第一種指定設備利用 部門	[略]

[表 略]

[略]

(注)

[削る]

[削る]

費用  
営業費用

収益  
営業収益

		休止設備 建設仮勘定
	第一種指定設備利用 部門	[同左]
	支援設備（補助部 門）	[同左]
	全般管理（補助部 門）	[同左]
(2) 無形固定資産	第一種指定設備管理 部門	[同左]
	第一種指定設備利用 部門	[同左]
(3) 投資その他の 資産	第一種指定設備管理 部門	[同左]
	第一種指定設備利用 部門	[同左]
2 繰延資産	第一種指定設備管理 部門	[同左]
	第一種指定設備利用 部門	[同左]

[表 同左]

[同左]

(注)

1 モデムアゲートウェイとは、パケットと音声信号を相互に符号変換する装置をいう。

2 ゲートウェイルータとは、一般第一種指定電気通信設備に該当するルータと他の電気通信事業者の電気通信設備とを相互に接続するためにこれらの設備の間に設置されるルータをいう。

ゲートウェイスイッチとは、一般第一種指定電気通信設備に該当するイーサネットスイッチと他の電気通信事業者の電気通信設備とを相互に接続するためにこれらの設備の間に設置されるイーサネットスイッチをいう。

別表第二〔第6条・第8条〕

接続会計財務諸表様式

様式第1

損益計算書

会計单位名称 第一種指定設備管理部門

(単位 円)

I 接続損益の部

(1) 営業収益

1 受取網使用料

ア 端末系ルータ交換機能等に係るもの

イ ア以外のもの

2 振替網使用料

ア 端末系ルータ交換機能等に係るもの

イ ア以外のもの

(ア) 接続料規則第4条に規定する機能に係るもの

(イ) (ア)以外のもの

(2) 営業費用

1 営業費用

2 振替網使用料

接続営業利益 (又は接続営業損失)

II 接続関連損益の部

(1) 営業収益

1 接続装置使用料

ア 端末系ルータ交換機能等に係るもの

イ ア以外のもの

2 網改造料

ア 端末系ルータ交換機能等に係るもの

イ ア以外のもの

(2) 営業費用

3 ゲートウェイスイッチとは、一般第一種指定電気通信設備に該当するイーサネットスイッチと他の電気通信事業者の電気通信設備とを相互に接続するためにこれらの設備の間に設置されるイーサネットスイッチをいう。

別表第二〔第6条・第8条〕

接続会計財務諸表様式

様式第1

損益計算書

会計单位名称 第一種指定設備管理部門

(単位 円)

I 接続損益の部

(1) 営業収益

1 受取網使用料

ア 一般収容ルータ接続ルーテイング伝送機能等に係るもの

イ ア以外のもの

2 振替網使用料

ア 一般収容ルータ接続ルーテイング伝送機能等に係るもの

イ ア以外のもの

(ア) 接続料規則第4条に規定する機能に係るもの

(イ) (ア)以外のもの

(2) 営業費用

1 営業費用

2 振替網使用料

接続営業利益 (又は接続営業損失)

II 接続関連損益の部

(1) 営業収益

1 接続装置使用料

ア 一般収容ルータ接続ルーテイング伝送機能等に係るもの

イ ア以外のもの

2 網改造料

ア 一般収容ルータ接続ルーテイング伝送機能等に係るもの

イ ア以外のもの

(2) 営業費用

接続関連営業利益（又は接続関連営業損失）

会計单位名称 第一種指定設備利用部門

(単位 円)

- (1) 営業収益
    - 1 役務収入
    - 2 振替網使用料
  - (2) 営業費用
    - 1 営業費用
    - 2 振替網使用料
  - ア 端末系ルータ交換機能等に係るもの
    - イ ア以外のもの
      - (ア) 接続料規則第4条に規定する機能に係るもの
      - (イ) (ア)以外のもの
- 第一種指定設備利用部門営業利益（又は第一種指定設備利用部門営業損失）  
 (記載上の注意)  
 次の事項を注記すること。  
 第一種指定設備管理部門「1 接続損益の部 (1) 営業収益 2 振替網使用料」に関し、  
 認可接続約款等以外の提供分についての振替

様式第2

[表 略]

接続関連営業利益（又は接続関連営業損失）

会計单位名称 第一種指定設備利用部門

(単位 円)

- (1) 営業収益
    - 1 役務収入
    - 2 振替網使用料
  - (2) 営業費用
    - 1 営業費用
    - 2 振替網使用料
  - ア 一般収容ルータ接続ルータインク伝送機能等に係るもの
    - イ ア以外のもの
      - (ア) 接続料規則第4条に規定する機能に係るもの
      - (イ) (ア)以外のもの
- 第一種指定設備利用部門営業利益（又は第一種指定設備利用部門営業損失）  
 (記載上の注意)  
 次の事項を注記すること。  
 第一種指定設備管理部門「1 接続損益の部 (1) 営業収益 2 振替網使用料」に関し、  
 認可接続約款等以外の提供分についての振替額

様式第2

[表 同左]







建設仮勘定	[略]																		
	[略]																		
	[略]																		
無形固定資産	[略]																		
	[略]																		
	[略]																		
設備区分ごとの固定資産合計	[略]																		
	[略]																		

【(注) 略】

建設仮勘定	[同左]																		
	[同左]																		
	[同左]																		
無形固定資産	[同左]																		
	[同左]																		
	[同左]																		
設備区分ごとの固定資産合計	[同左]																		
	[同左]																		

【(注) 同左】



固定資産帰属明細表（一般第一種指定設備再掲）

（単位 円）

[略]		第一種指定設備計		
[略]	網終端装置（IP-VPNサービスに係るもの）	一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものを除く。）	ネットワークウエイ	[略]
		一般第一種指定中継ルータ		
		一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものに限る。）		

固定資産帰属明細表（一般第一種指定設備再掲）

（単位 円）

[同左]		第一種指定設備計		
[同左]	網終端装置（IP-VPNサービスに係るもの）	一般第一種指定収容ルータ（一般収容ルータ接続ルータインク伝送機能に係るものを除く。）	ネットワークウエイ	[同左]
		一般第一種指定中継ルータ		
		一般第一種指定収容ルータ（一般収容ルータ接続ルータインク伝送機能に係るものに限る。）		

機械設備	公共電話機械設備	[略]																						
		[略]																						
	市内機械設備	[略]																						
		[略]																						
	市外機械設備	[略]																						
		[略]																						
	電報機械設備	[略]																						
		[略]																						
	傳送機械設備	[略]																						
		[略]																						
無線機械設備	[略]																							
	[略]																							
電力設備	[略]																							
	[略]																							
電話番号案内設備	[略]																							
	[略]																							
監視設備	[略]																							
	[略]																							
( )	[略]																							
	[略]																							
空中線設備	[略]																							

機械設備	公共電話機械設備	[同左]																						
		[同左]																						
	市内機械設備	[同左]																						
		[同左]																						
	市外機械設備	[同左]																						
		[同左]																						
	電報機械設備	[同左]																						
		[同左]																						
	傳送機械設備	[同左]																						
		[同左]																						
無線機械設備	[同左]																							
	[同左]																							
電力設備	[同左]																							
	[同左]																							
電話番号案内設備	[同左]																							
	[同左]																							
監視設備	[同左]																							
	[同左]																							
( )	[同左]																							
	[同左]																							
空中線設備	[同左]																							

	[略]																			
	[略]																			
通信衛星設備	[略]																			
	[略]																			
端末設備	[略]																			
	[略]																			
線路設備	市内線路設備	[略]																		
		[略]																		
線路設備	市外線路設備	[略]																		
		[略]																		
土木設備	[略]																			
	[略]																			
海底線設備	[略]																			
	[略]																			
建築物	[略]																			
	[略]																			
機械及び装置	[略]																			
	[略]																			
車両及び船舶	[略]																			
	[略]																			

	[同左]																			
	[同左]																			
通信衛星設備	[同左]																			
	[同左]																			
端末設備	[同左]																			
	[同左]																			
線路設備	市内線路設備	[同左]																		
		[同左]																		
線路設備	市外線路設備	[同左]																		
		[同左]																		
土木設備	[同左]																			
	[同左]																			
海底線設備	[同左]																			
	[同左]																			
建築物	[同左]																			
	[同左]																			
機械及び装置	[同左]																			
	[同左]																			
車両及び船舶	[同左]																			
	[同左]																			

	[略]																			
	[略]																			
工具、器具及び備品	[略]																			
	[略]																			
休 止 設 備	[略]																			
	[略]																			
	[略]																			
土 地	[略]																			
	[略]																			
	[略]																			
建 設 仮 勘 定	[略]																			
	[略]																			
	[略]																			
無 形 固 定 資 産	[略]																			
	[略]																			
	[略]																			
設備区分ごとの固定資産合計	[略]																			

(注)

1 この表に掲げた項目に計上すべき金額がない場合は、当該項目を省略した様式により作成することができる。

【削る】  
【削る】

2 ゲートウェイスイッチとは、一般第一種指定電気通信設備に該当するイーサネットスイッチと他の電気通信事業者の電気通信設備とを相互に接続するためにこれらの設備の間に設置されるイーサネットスイッチをいう。

	[同左]																			
	[同左]																			
工具、器具及び備品	[同左]																			
	[同左]																			
休 止 設 備	[同左]																			
	[同左]																			
	[同左]																			
土 地	[同左]																			
	[同左]																			
	[同左]																			
建 設 仮 勘 定	[同左]																			
	[同左]																			
	[同左]																			
無 形 固 定 資 産	[同左]																			
	[同左]																			
	[同左]																			
設備区分ごとの固定資産合計	[同左]																			

(注)

1 この表に掲げた項目に計上すべき金額がない場合は、当該項目を省略した様式により作成することができる。

2 メディアゲートウェイとは、パケットと音声信号を相互に符号変換する装置をいう。

3 ゲートウェイルータとは、一般第一種指定電気通信設備に該当するルータと他の電気通信事業者の電気通信設備とを相互に接続するためにこれらの設備の間に設置されるルータをいう。

4 ゲートウェイスイッチとは、一般第一種指定電気通信設備に該当するイーサネットスイッチと他の電気通信事業者の電気通信設備とを相互に接続するためにこれらの設備の間に設置されるイーサネットスイッチをいう。



直 活 配	動	基 準	帰 属	課 属 賦															

〔(注) 略〕

直 活 配	動	基 準	帰 属	課 属 賦															

〔(注) 同左〕

設備区分別費用明細表(一般第一種指定設備再掲)

[略]		網終端装置(IP-VPNサービスに係るもの)		一般第一種指定収容ルータ(端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものを除く。)		メダイアゲートウエイ		[略]		一般第一種指定中継ルータ		一般第一種指定収容ルータ(端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものに限る。)		一般第一種指定設備計		費	業	営
		[略]		[略]		[略]		[略]		[略]		[略]		[略]				
(単位 円)																		

設備区分別費用明細表(一般第一種指定設備再掲)

[同左]		網終端装置(IP-VPNサービスに係るもの)		一般第一種指定収容ルータ(一般収容ルータ接続ルータインク伝送機能に係るものを除く。)		メダイアゲートウエイ		[同左]		一般第一種指定中継ルータ		一般第一種指定収容ルータ(一般収容ルータ接続ルータインク伝送機能に係るものに限る。)		一般第一種指定設備計		費	業	営
		[同左]		[同左]		[同左]		[同左]		[同左]		[同左]		[同左]				
(単位 円)																		





○平成十三年総務省告示第二百四十三号（電気通信事業法第三十二条第一項及び電気通信事業法施行規則第二十三条の二第一項の規定に基づき電気通信設備を指定する件）の一部改正案 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三十三条第一項及び電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号。以下「施行規則」という。）第二十三条の二第一項の規定に基づき、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通信設備を次のように指定する。</p> <p>次に掲げる電気通信設備であつて、別表の上欄に掲げる単位指定区域において、同表の下欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの</p> <p>〔一 略〕</p> <p>二 施行規則第二十三条の二第四項第一号イの交換等設備（デジタル加入者回線アクセス多重化装置及びデジタル加入者回線信号分離装置を除く。）</p> <p>〔削る〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>三 施行規則第二十三条の二第四項第一号ロの交換等設備（ルータにあつては、前号に掲げる設備に該当するルータにより交換等が行われる通信の交換等を行うものに限る。）</p> <p>四 施行規則第二十三条の二第四項第二号の伝送路設備（単位指定区域内における通信を行うものに限る。）</p> <p>五 SIPサーバその他前各号に掲げる設備に付随する設備</p> <p>六 施行規則第二十三条の二第四項第四号の設備</p> <p>〔削る〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>〔削る〕</p>	<p>〔同上〕</p> <p>〔同上〕</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>二 施行規則第二十三条の二第四項第一号の交換等設備（次に掲げるものについては、それぞれに掲げる条件に該当するものに限る。）</p> <p>イ ルータ 他の電気通信事業者の電気通信設備への振り分け機能を有すること又は当該機能を有するルータと相互に対向すること</p> <p>ロ デジタル加入者回線アクセス多重化装置（国際電気通信連合電気通信標準化部門勧告G.992.1 Annex C又はG.992.2 Annex Cに準拠する伝送方式によるものに限る。）又はデジタル加入者回線信号分離装置 接続を請求する電気通信事業者が同種の設備を設置することができない場所に設置されていること</p> <p>三 施行規則第二十三条の二第四項第二号の伝送路設備</p> <p>四 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機</p> <p>五 SIPサーバ</p> <p>六 電気通信番号の案内に用いられる番号案内データベース</p> <p>七 公衆電話機及びこれに付随する設備</p> <p>八 電気通信番号の案内に用いられる交換機（第二項に掲げるものを除く。）、案内台装置及び伝送路設備（第一項又は第三項に掲げるものを除く。）</p> <p>九 他の電気通信事業者の電気通信設備と前各項に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備（第一項、第三項、第四項又は前項に掲げるものを除く。）</p>

【諮問対象外】

○平成十二年総務省告示第三百九十五号（電気通信事業法施行規則第二十三条の四第三項の規定に基づく情報の開示に関する件）の一部  
 改正案 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条の二 施行規則第二十三条の四第二項第一号の二イ(1)に規定する情報は、特定接続の協議等に関する情報とする。</p> <p>第三条 施行規則第二十三条の四第二項第一号イ(1)、第一号の二イ(1)及び第二号イ(1)に規定する情報の開示は、次のとおり行うものとする。</p> <p>一 第一条第一号、第二号（ハ及びニを除く。）及び第七号（ハ、チ及びリを除く。）<u>並びに前条第一号の情報の開示は無償でこれを行うものとする。</u></p> <p>二 前号に規定する情報は電気通信回線を通じた閲覧を可能とするものとし、このうち第一条第一号イ及び第一条の二の情報の開示は当該情報をまとめた一の集合物（電磁的記録を含む。）の提供により行うものとする。</p> <p>〔三 略〕</p> <p>三の二 第一条第二号リに規定する情報の開示は、撤去計画が電気信号用の伝送路設備から光信号用の伝送路設備への移行に伴うものである場合には、撤去を開始する四年前までに行うものとする。ただし、当該移行の円滑な実施（他事業者が必要な対応を円滑に行うための措置の実施を含む。）が確保される場合及び天災その他やむを得ない事由がある場合には、この限りでない。</p> <p>〔四・五 略〕</p>	<p>〔新設〕</p> <p>第三条 施行規則第二十三条の四第二項第一号イ(1)及び第二号イ(1)に規定する情報の開示は、次のとおり行うものとする。</p> <p>一 第一条第一号、第二号（ハ及びニを除く。）及び第七号（ハ、チ及びリを除く。）<u>並びに前条第一号の情報の開示は無償でこれを行うものとする。</u></p> <p>二 前号に規定する情報は電気通信回線を通じた閲覧を可能とするものとし、このうち第一条第一号イの情報の開示は冊子の配布を併せて行うものとする。</p> <p>〔三 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔四・五 同上〕</p>